

独立革命史の史学史的再検討

富西大市清

田川原橋水

虎 祐靖

男進子子博

ま え が き

昭和三十六年度に私の研究室に集まった大学院学生を中心とした研究会の研究課題として「アメリカ独立革命」をとりあげることとした。毎週月曜日の午後をこの研究にあて、東大アメリカ研究センターの富田虎男の特別参加をえた。

この共同研究をはじめると、独立革命の研究がアメリカおよびわが国において従来どのように行われてきたか、現在どのような研究業績があり、どのようなことが問題となり、いかなる論争が行われているか、という研究史上の位置を確認し、それを共同研究者が一応理解し、ほぼ共通の出発点に立ちうるようにすることが最初の仕事であった。つまり史学史的に独立革命研究発展の鳥瞰図を作り、お互に各自の立つ地点を確認することを目標にしたのであるが、各自の見解はこれを尊重したのである。

この目的達成のためにまずその前年（昭和三十五年）に刊行された今津晃氏の労作『アメリカ革命史序説』の検討から始めたが、われわれとしては富田の稿の最後にあげた四つの問題点に逢着した。とくにその③の「市民革命」といわれる「内部革命」の関係、その総合的把握の問題と④の「内部革命」とはなにか、という問題とは、われわれの共通の課題として、第一にとり上げねばならない問題であることに意見の一致をみた。

そこで、各植民地・邦について、参加者がそれぞれ分担し、各植民地・邦における政治勢力の対立・経済の実態を検討する

ことにした。その際、共通の問題点として、独立革命時代を広く一七六三年から一七八九年までと考えること、現在利用できる文獻・史料によるためアプローチの仕方は各自自由であること、を確認した。各自の分担は左の如くで、昭和三十六年八月九日と十日の二日間、新潟県の燕ハイランド・ロッジにおいて中屋健一氏の参加をえて合宿討議の形で報告を行った。

「ノース・カロライナ」	市橋靖子
「ヴァージニア」	富田虎男
「ジョージア」	西川 進
「ペンシルヴェニア」	有賀 貞
「マサチューセッツ」	増子順子
「ニュー・ジャージー」	大原祐子
「メリーランド」	阿部澄子
「ロード・アイランド」	富田虎男
「サウス・カロライナ」	市橋靖子

討論「内部革命の定義について」 全員
総括 清水 博

今、各報告の内容を逐一紹介する余裕はないが、概括しておよそ次の点が指摘できると思われる。

① 各植民地・邦においては、ペンシルヴェニアを除いて、急進派の一定限度の挑戦をうけつつも、保守派の支配が貫徹さ

れた。

② ペンシルヴェニアにおいては、都市中小市民層・農民による権力の掌握という事態が生じた。これを「典型」とみるか、特殊な歴史的條件によるものとみるか、で論が分れた。

③ 独立宣言前後を境に、革命推進勢力の変化がみられる。

④ 「内部革命」という言葉は妥当かどうか。①にみたようにアメリカ自体の政治勢力の階級交替は、殆どどの植民地においてみられず、革命という言葉で一括できるかどうか。一括するとすればそれにどのような歴史的規定を与えるべきか。

以上の問題点に関連して、アメリカ史家の「民主化運動」「社会運動」「保守派」「急進派」などの用語が問題となり、それぞれが使われた意味を再検討する必要がある。そこで、あらためてアメリカ社会内部の民主化運動・社会運動についての史学史的検討を試みることに次の課題となった。次に掲げるように市橋靖子が独立時代の、大原祐子が連合時代の、西川進が憲法制定に関する歴史の史学史的再検討をまとめたが、それらはすべて参加者全員の共同研究にもとづく成果である。参照すべき史料・論文などのほか共同研究の時間の制約もあって結果としてはなお不満足な点をのこしていることはいうまでもない。しかし学年という区分によって時間を限られている大学院中心の研究であることもあって一応はささやかながら二十六年度の成果としてまとめることにした。

本年度は共同研究の歩を「ジャクソニアン・デモクラシー」

へ進めた。独立革命の性格が本年度の研究によって一層明かにされるものと考えている。

なお共同執筆になる本稿の用語、固有名詞の統一をはかったが、本稿の中で Beard をビードとしたのはビード博士自身がこのような書き方が最も原音に近いとして採用された（松本重治氏談による）からである。また state の訳であるが、邦と訳したのは連合時代のステーツを、州と訳したのは連邦憲法成立以後のステーツを意味している。同じくステーツなる語を用いても連合時代のそれは独立性が非常に強いので、連邦憲法成立以後のステーツと区別したのである。固有名詞にしてもニューヨークとしてニュー・ヨークとしなかつたのは周知の地名であることと、一気に続けて発音して二つに区切らないから、誤るおそれもなく原音に近くなるからであり、アメリカ学会の伝統によつたのである。（清水 博）

一、独立革命

アメリカ独立革命をめぐる論争が、最近アメリカにおいても、またわが国においても、整理の段階に達していることは、ほとんど誰れも否定しないであろう。しかも、アメリカにおける論争と日本におけるそれとは、単なる革命という言葉が意味するニュアンスの相違がけではなく、それぞれの国の史学界の動向、更に大きいえば価値体系の相違からくるズレが多分にあることもまた否定できない事実である。今ここでは、アメリカにおける最近の独立革命研究の諸成果を紙数の許す限り紹介し、それによってアメリカにおける独立革命研究の動向をさぐり、更にそれによってわが国の独立革命の研究の上に何らかの示唆が与えられるとすれば、その点にまで少しく言及したいと思う。

アメリカ独立革命の研究史を書くとするれば、直接その時代を体験した人達の残した歴史敘述やモノグラフから始め、十九世紀前半から後半にかけて支配的であったウイッグ的解釈、十九世紀から二十世紀にかけて発達した帝国学派、一九二〇年代の末頃からイギリス側の地方史研究を重視したネミエ学派について触れる必要がある。しかし、ここでは最近のアメリカ独立革命解釈の再検討という立場から、二十世紀の最初の三十年間に形成され、今日までその流れを継承しているいわゆる「進歩的」解釈派と、第二次大戦後、ことに一九五〇年以後に興隆をみたいわゆる「保守的」解釈派のアメリカ独立革命に対する解

釈を紹介することにしたい。次いで、これらの二つのいづれにもグループ分けすることの困難な第三のグループを、一応ここでは「修正」派と名づけよう。なおここで、「進歩的」「保守的」「修正」派と呼ぶグループは、アメリカにおける独立革命の動向をとりまとめるための便宜上のものであって、彼らそれぞれ一つの学派を形成しているわけではない。

そこで先づ、アメリカの独立革命に関する「進歩的」解釈派の古典とも称すべきカール・ヒ・ベッカー *The History of Political Parties in the Province of New York, 1760-1776*, (1909) から始めるのが適當かと思われる。「アメリカ革命は、二つの全般的な運動の結果であった。自治及び独立のための闘争と、アメリカ政治及び社会の民主化とであった。これらの運動のうち、後者が基本的であった。」(傍点は筆者)で始まるベッカーの研究は、それ以前の研究が前者すなわち自治及び独立のための闘争に限られていたのに対し、アメリカ内部での民主化運動(具体的には選挙権の拡大)という視点を導入したところにベッカーのオリジナリティがみられる。しかし、ベッカーがアメリカ革命において民主化運動が基本的であったと云っても、それはアメリカの多くの「進歩的」解釈派やわが国の一部の独立革命研究史家が主張するような意味において基本的、といっているのではない。ベッカーは、従来革命の担い手として愛国派及び勤王派の対立のみが問題にふされて来たのに対し、愛国派勤王派への分裂が起るずっと以前、たとえば印紙税法の頃から、対英抵抗政策について保守と急進派との間に対立が

みられたとする。この両者の対立は、具体的には一七六九—一七七〇年のノンインターコースをめぐる、急進派が徹底的なノンインターコースを主張したのに対し、保守派は穩健なノンインターコースを主張、更に一七七四年の第一回大陸会議では前者が植民地のアソシエーションに権威を与えようとしたのに対し、後者は英本国の議会で権威を仰ごうとした。こうした対立の結果として、第一回大陸会議の頃から次第に保守派の中から勤王派へ向うものが出たが、しかし保守派のすべてが勤王派になったのではない。彼らの多くは、いやいやながら、又は中立的立場のまま急進派の主張である独立宣言に従ったまでであると云う。一方、こうした対英抗争の側面として、むしろ副次的にアメリカ植民地内部での選挙権の拡大が漸進的に進められた。従って、ベッカーが「民主化運動が基本的であった」と主張しても、それは、後世の多くの「進歩的」解釈派の学者が主張するような意味とは異っており、まして内部革命によって独立が導き出されたという意味で、基本的といっているのではない。アメリカ独立革命を勤王派對愛国派との対立という一元的なとらえ方に対し、そこに新しく急進派對保守派との対立を見出し、更に本国からの政治的独立と民主化運動との二元的な運動という概念を新しく導入したところに、ベッカーの意義がある。

次に「大きなタイトルをもつ小さな本」として、ターナー、ビーアドと並んでアメリカ史の小古典といわれるJ・フランクリン・シャイマンの *The American Revolution considered as A Social Movement* (1926) の目を向けよう。シャイマン

は当時すでに社会運動としてとらえることに成功していたフランス革命研究に刺激され、従来ほとんど政治及び軍事面のみに限られていたアメリカ独立革命の研究に、新しく社会運動としての視角を導入したところに彼のオリジナリティがある。

「革命の流れが一度流出しはじめると、狭い堤防の中にとどまりえずして、広く地面の上に乗ってほとぼり出た。多くの経済的欲求や社会的熱望が政治闘争によって解放され、かくして解放された諸力によって植民地社会が多面に亘って変えられた。」

シャイマンの場合、独立革命の担い手は勤王派と愛国派で、独立という政治闘争によって勤王派が開放されたことによつて、アメリカは平民を主体として水平的民主化の方向に向いた、と主張している。シャイマンの社会運動説の特徴は、政治闘争の結果、すなわち独立という外的条件によつて、社会的諸力が解放されたとする点である。このシャイマン説の中には、後でのべるような弱点もあるが、無意識の中ではあるがアメリカ独立革命をブルジョワ革命という観点から把握することに成功した最初の学説としても、今日もなお健全である。

十九世紀末から二十世紀始めの三十年にかけて勃興した「進歩的」解釈派は、二つの世界大戦を通じ今日もなおアメリカ史学界の重要な一翼をになっている。第二次大戦中に書き下され、今日にいたるまでにすでに三版を重ねたメル・シェンセンの

The Articles of Confederation—An interpretation of the social-constitutional history of the American Revolution, 1774-1781 (1940, 1948, 1959) は、その有力な代表作の一つ

と違ってさしつかえない。本書はタイトルが示しているように、独立革命そのものの研究ではなく連合規約についてのものである。しかし、連合規約を一七八七年の時点から批判するのではなく、植民地時代、独立革命からの「社会的緊張状態の連続として」把握すべきであるという立場から、印紙税法以降、こと七四一七六年の内部革命に注目している。ジェンセンは、内部革命を保守派（貴族的階級）と急進派（民主的階級）との対立であるとし、独立革命から連合規約の成立までを急進派の勝利の時代とみる。ジェンセンのアメリカ独立革命論はどのようなものであるか。「独立のための戦争は、ある程度まで民主化をとまない、また一部では一七七六年前後の政治的社会的変化への要求の結果でもあった。」つまりジェンセンにおいては、民主化運動がアメリカ独立革命を決定的にリードしたのではないにしても、一部では民主化運動の結果として政治的独立がもたらされた、という前提が立てられている。ジェンセンは、ジェイムソンが見おとしていた、すでに植民地社会内に存在していたダイナミックな力を重視し、連続性を強調した点でジェイムソン説を強化するものであった。またベッカーが民主化運動が基本的であると指摘しながら、急進派と保守派との対立を主として対英抵抗政策に対する態度からのみ扱ったのに対し、ジェンセンは国内政策に対する立場（アメリカ内部の社会的変化を望むか望まないかという）から急進派と保守派との対立を扱った点で、ベッカーを強化したものと見えよう。しかしジェンセン説は、すでに述べた如く連合規約と合衆国憲法

との内容を比較検討し、前者がより急進的であったという結論から出発して、歴史の連続性という見地から時代をさかのぼって独立革命における急進主義の勝利、すなわち内部革命の成功を主張しているのである。この説は連合規約の解釈としては一つの有効性をもっているが、独立革命そのものの解釈としてはある条件つきなしては受け入れられないように思われる。ジェンセン自身も、第三版では、内部革命という言葉は「一七六一一七四年の植民地内部での諸不満」とか「政治的社会的変化」という言葉に置きかえても差しつかえないといっていることを、注目したい。

いわゆる「進歩的」解釈派として以上でとりあげたベッカー、ジェイムソン、ジェンセンの三人の独立革命論をみても、その間にはかなりの相違があることがわかる。しかし「進歩的」解釈派に共通する解釈は、いかなる形にせよ独立革命の「二重性」を主張し、それが何らかの形で成功をおさめた（ベッカーでは民主化運動、ジェイムソンは社会運動、ジェンセンは内部革命）とみる立場である。彼らは、十九世紀後半からの人民党運動、革新主義運動、ニュー・デイルなどの一連の革新主義の上に立って、改革を進める勢力とそれに対抗する勢力との対立という視点からアメリカ史を捉えようとするものである。

これに対して、戦後のアメリカ社会の保守的なムードをある程度まで反映して抬頭してきた「保守的」解釈派が対立している。しかし「保守的」解釈派というのは、この言葉から印象づけられる保守反動とか「進歩的」解釈を批判するという否定的

な意味においてのみ存在するのではなく（一部の学者にはこの傾向がみられるが）、アメリカに伝統的な保守性の起源をこのアメリカ独立革命に求め、こうした革命的伝統の相対的な欠如の中にアメリカ社会の問題点を見出そうとする、ある意味ではむしろ「進歩的」解釈派よりも進歩的な前向きな姿勢をとっていることに注目しなければならない。

アメリカの政治思想の流れの中で、アメリカ独立革命を位置づけようとしたものにダニエル・J・ブーアステインの *The Genius of American Politics* (1953) とルイス・ハーマンの *The Liberal Tradition in America—An Interpretation of*

American political thought since the Revolution (1955)

がある。ブーアステインはこの本の第三章に「アメリカ革命—ドグマなき革命」というタイトルをつけ、非ドグマ性こそアメリカ独立革命の特徴であると主張している。彼が「進歩的」解釈派（ブーアステインはリベラル・ヒストリアンズと呼んでいる）を批判するのは、革命という植物界でいう属の中の種としてアメリカ独立革命もフランス革命も並列的に論ずる態度である。アメリカ革命は、ヨーロッパの革命のごとく新しい思想体系をつくり上げたものではなく、ジョージ三世によって守られなかった古いイギリス本国の慣習や制度を守るための戦いにすぎなかった。「アメリカ革命は革命ではなく、単なる植民地反乱にすぎなかった」のであり、「われわれの国家の出生証明書は独立宣言であって、人権宣言ではない。」しかも植民地反乱が最初の「発で成功してしまっ

て、アメリカの政治的保守性やアメリカ思想の無理論的伝統を生み出す基盤があった。ブーアステインがここでアメリカ革命が革命ではなかったというのは、独立ということ自体いわば「天啓のもの」として与えられ、また新国家の建設に際しても土着の制度とか異民族の文化とかいう相対する価値体系をもたなかったがゆえに、今日においてもアメリカが他の異った価値体系や革命という現象を十分に理解しえないという現実に対する自己批判につながるものである。

ハーツは、ブーアステインのいう革命の非ドグマ性という理論に対し、封建制の欠如という具体的な内容を指摘してアメリカ独立革命のユニークさを強調している。ハーツの場合も「進歩的」解釈派の歴史家（ハーツはニュー・ヒストリアンズと呼んでいる）がアメリカの植民地社会を封建的なものであると解し、これに対して社会革命が起ったと考えるのに対し、ハーツはアメリカには最初からヨーロッパのような封建制やアンシャン・レジームが存在しなかった、従ってそこには否定されるべき過去がないため社会革命はありえないと主張するのである。このようにアメリカ社会には元々、克服されるべき価値体系がなく、自由主義が最初から自然発生的に存在したところに、アメリカのユニークさがある。しかもアメリカ独立革命で唯一の急進的反動であったシェイズの反乱さえもブルジョワ的気風を否定するものではなかったときびしく指摘している。このようにブーアステインやハーツは、ただ単に「進歩的」解釈派を批判

するために革命の存在を否定しているのではなく、アメリカの封建制の欠如、思想的同質性こそ革命の不在を物語るものであり、アメリカン・コンセンサスの基盤であると言っているのである。

The Birth of the Republic, 1763-89 (1955) をあらわしたエドウィン・S・キーガンと *Middle Class Democracy and the Revolution in Massachusetts, 1691-1780* (1955) の著者のロバート・E・ブ라운は、ブーアスティンやハーツと異った視点から「保守的」解釈派に属する歴史家である。ブーアスティンやハーツが共に政治思想の上からアメリカ独立革命の非革命性を主張するのに対し、モーガンやブ라운は主として経済上の理由から革命を否定する立場に立っている。先づモーガンの云うところを聞こう。モーガンはアメリカ独立革命の原因を「諸原則」に求めている。植民地人にとって「財産と自由」とは譲ることのできない諸原則であった。しかるに英本国の課税政策は植民地人の財産権を侵害するものであったため、彼らは生命をとして諸原則の維持のために戦ったのである。これがモーガンの云うアメリカ独立革命である。モーガンが批判の対象とするのは、ビアードを始めとする経済的解釈を強調する歴史家(ここで云う「進歩的」解釈派とほぼ同じとみてよい)である。彼らは財産権と人権とが両立しえなくなった二十世紀的な意味で、十八世紀の独立革命を財産所有者と非所有者との二重抗争として扱っている。しかしモーガンによれば、十八世紀のアメリカでは財産が広く一般に所有されていたので、国内的には財産所有をめぐる争いが存在しなかった。従って独立

革命の際に、財産と自由が叫ばれても、それは内部抗争の意味ではなく、財産権の神聖といういかなる人にとっても譲ることのできない原則を守るための英本国との戦いを意味した。アメリカ独立革命では「自由と財産が叫ばれたのであって、自由と平等が叫ばれたのではない」という言葉に、モーガンの主張は要約されている。

こうしたアメリカ植民地社会の経済的平等を更に強く主張するのが、次にあげるブ라운である。ブ라운はマサチューセツ植民地の選挙権資格者の数をしらべた結果、選挙権が広く白人成年男子によって所有されていたことを証明した。これによってブ라운はモーガンの場合と同じようにビアードらの経済的解釈を批判し、すでにマサチューセツでは植民地時代から「中産階級の民主主義」が完成していたと主張する。ブ라운は植民地時代にすでに「中産階級の民主主義」が完成していた以上、内部革命をおこす根拠は全くないと結論づける。これらのブ라운の主張には「進歩的」解釈派を批判するための批判という傾向が他の歴史家に比べて強いように思われる。

モーガンやブ라운に対する批判は一まずさておき、この二人がそれぞれ革命の二重性を否定する根拠とした財産の広範な普及または中産階級論は、ブーアスティンやハーツのいうアメリカン・コンセンサスの経済的基盤を提供していると考えられる。かくて政治的にはドグマなき革命として政権の移動という意味での政治的革命が否定され、他方では所有権の移動という意味での経済的革命が否定され、ここに「保守的」解釈派によ

って、アメリカ独立革命の二重性は完全に否定し去られるのである。

以上のように、アメリカ独立革命の研究には、その二重性をめぐって、一方ではそれを支持する「進歩的」解釈派と、他方ではそれを否定する「保守的」解釈派とが、互に両極に対峙している。学問上の研究が、こうした両極的發展によって進められる傾向は、いづれの国でも、またいづれの学問分野でも多かれ少なかれ見られる現象である。アメリカの歴史研究では、こうした研究の両極的發展がプラグマティックな現実主義史観から発するだけに、単なる研究成果の内的必然性としてだけでは理解できないものがある。

極く最近にいたって従来のアメリカ独立革命の研究にみられた両極的な解釈に対し、新しい傾向があらわれ始めている。この新しい一派は、「進歩的」および「保守的」解釈に対し、両者を修正するという立場にあるところから、一応ここでは「修正」派という名称を与えよう。しかし云うまでもなく、彼らが「学派」を構成しているのでもなく、また「修正」派の中にもその主張には後でのべるように相当な違いがあるが、ここでは便宜上の区分として、そう名づけただけである。

「修正」派の第一番目にはフレデリック・B・トールズをあげねばならない。彼がジェイムソン説の再評価のために『アメリカ歴史評論』に寄稿した論文がそれである。『The American Revolution considered as A Social Movement: A Re-evaluation』 *The American Historical Review*, (Oct. 1954)

トールズは、アメリカ独立革命の最近の研究の諸成果から、ジェイムソンが政治闘争によって解放されたという諸力の個々について検討を加え、ジェイムソン説はもう少し過小評価する必要があると云う。しかしトールズは「基本的にはジェイムソン説は今日なお健在である。更に重要なことは今日なお……」⁽¹¹⁾と有効であると結論づけている。このようにトールズは、ジェイムソン説の過小評価をとえながら、基本的にはジェイムソン説の立場を擁護している。しかし一方ではジェイムソン説には、次のような弱点があると指摘している。「他の場合と同じようにこの場合の危険性は、『革命』という概念に熱中するあまり心を惑わされた歴史家が、余りにも急激に一連の変化がおこったと想定し、しかも歴史の連続性という証明にほとんど注意を払っていないということである。」⁽¹²⁾この批判は、一人ジェイムソンに限らず、「進歩的」解釈派に共通する弱点であり、また革命を研究する者が容易におち入りやすい危険性でもある。

「修正」派として最初に論文を発表したのはトールズであるが、トールズの場合はジェイムソン説の再評価という形では出された雑誌論文であって、彼自身のアメリカ独立革命論がここで展開されているわけではない。次にあげるメリシャ・P・ダグラスの著書 *Rebels and Democrats: The struggle for equal political rights and majority rule during the American Revolution* (1955) は、『修正』派のアメリカ独立革命論を要約した最初のものとして注目すべき。同書は「従来アメリカ独立

革命の研究で見過されてきた「成年男子の平等な政治的権利および市民の多数意志が政治上の決定の終局的な権威となる政府を獲得せんとする特権なきグループの抗争」という面から、ジエイムソン説を修正しようとするものである。先づダグラスはアメリカ独立革命の二重性について、それは単なる英本国からの植民地反乱ではないと言う。ダグラスは基本的には、「進歩的」解釈派の立場に立ちながら、しかし「ある数植民地(郡)において革命が二重性をもったからといって……一七七六年のアメリカ全土に社会的大変革が差し込まれていたとみる見方は誤りである。」また、アメリカ独立革命は大部分、ホイッグ派の下層を形成していた民主派によってではなく、その上層部のホイッグ指導者によって指導された。そのため民主派の叛逆もベンシルヴェニアを除き、全般的にみて散発的で、「進歩的」解釈派が主張するような意味での成功はおさめ得なかった。しかし、たとえ民主派の叛逆が外見的成功をおさめえなかったとしても、アメリカ独立革命の「特権なきグループの抗争」としての意義を過小評価すべきではない、という立場を打ち出している。このようにダグラスは、アメリカ独立革命がもっている革命性の相対的欠如という事実を認めつつも、すでに植民地時代から潜在的に存在していた民主化運動が、独立という外的要因によって表面化し、促進されたという立場から独立革命を評価しているのである。

次に、ヨーロッパとの比較史という立場から、アメリカ独立革命の中にも一七六〇—一八〇〇年のヨーロッパと同じような

民主的革命を見出そうとするR・R・パーマーを挙げよう。

The Challenge—The Age of the Democratic Revolution—A political history of Europe and America, 1760-1800

(1959) パーマーのいう民主的革命とは「一種の新しい平等観、または少なくとも古い社会階層制および因襲的階級に対する不満」の結果であり、政治的には「政府あるいはある種の公的権利が、ある固定化した特権的、閉鎖的、独占的グループの人達によって所有されていること」に反対する運動である。従ってフランス革命にみられるエミグレの追放はこの典型と見なされるが、アメリカ独立革命においてもフランス革命に劣らぬほど多数の勤王派が追放され、彼らの財産が没収されたことにより、「アメリカに真の革命があった」という。もちろんパーマーもヨーロッパに比べアメリカには封建的な諸条件が稀薄であった事実を認めているが、「アメリカはヨーロッパと異ってはいはるが、ユニークではない」と主張している。アメリカのユニークさを主張するブーアスティンやハーツとそれを否定するパーマーの主張とは、出発点において前者が非革命性を主張し、後者が真の革命を主張しながらも、革命の結果については共に「アメリカン・コンセンサス」—アメリカ的思考の基本的同質性—という結論に達していることは興味深い。このことは「修正」派の多くが方法論の点では「進歩的」解釈のそれを用い、結論では「保守的」解釈のそれと一致していることを示している。

最後に同じく「修正」派に属すると考えられるリチャード・

B・モリスをとりあげてみた。*“Class Struggle and the*

American Revolution,” The William and Mary Quarterly,

(Jan. 1962)。(82) モリスは題名が示しているように、「アメリカ独

立革命の中に階級抗争が存在したことを認めている。その階級抗争とは、外から(英本国)の圧迫と内から(水平的階級又はリトル・メン)のつき上げの板ばさみになった「ホイッグ・

エリートが革命を始め、しかも主として同じエリートが最終的な支配権をとった」という形で闘われた。従って政治的社会的にアメリカ独立革命は不完全な保守的結果に終わったとモリスは見ている。しかしモリスの独立革命説は、「進歩的」解釈派のジェンセンや「修正派」のダグラスが革命の二重性を民主化という政治的結果からだけとらえようとしたのに対し、封建的土地所有関係である地主・小作制、免役地代の廃止というブルジョワ革命という立場から見直した点で大きな意義がある。更にモリスは、アメリカ独立革命を他のヨーロッパのブルジョワ革命と異ったユニークさをもつものとして、南部の奴隷労働にもとづくプランテーション制が、革命によって廃止されず、そのまま温存されたことを指摘している。このようにモリスのアメリカ独立革命論の特徴は、革命を限られた歴史的時間にだけ限定せず、ブルジョワ革命という広い視野から捉えようとするにある。しかも、プランテーション、人種問題などに典型的に示されるアメリカ社会に固有のハラドワクスが南部にもっとも強くみられるという指摘は、アメリカ史研究者に多くのものを示唆している。

以上でアメリカ独立革命研究の最近の潮流をごく大雑把に概

観しえたとなれば、それぞれの研究成果がいかに評価されるべきか、また更に何がアメリカ独立革命かという最終的な疑問に答えねばならない。(もちろんここではアメリカ独立革命の研究史のとりまとめであるので、以上のような研究の諸結果をまとめるといふ範囲で、簡単に問題解決への糸口を提出したい。)

「進歩的」解釈派の多くは、「革命」という言葉の「魔術」や「世界史的」という言葉の「魔術」にかかって、トールズがジエイムソンを批判したように革命によるアメリカ社会の諸変化を余りにも急速に求めすぎたり、ハーツがビーアドを批判しているように「フランスのような」という比較的安易な世界的視野でもってアメリカ独立革命を類型化する傾向がある。「保守的」解釈派が、この意味で安易なヨーロッパ史との比較を批判し、アメリカの特異性(革命の相対的欠如、思想的同質性など)を強調する態度は正しい。しかし、「保守的」解釈派が主張する、アメリカにコンセンサスの基盤が存在するということは、その中に相矛盾するものが存在しないということと決して同一ではない。むしろアメリカの思想的同質性、革命的伝統の相対的欠如の裏にひそんでいる不合理な宗教上の偏見、人種問題、経済的不平等にこそアメリカ史の問題点がひそんでいるのではなからうか。この面からのアプローチで出発したのが「進歩的」解釈派であるが、この場合もアメリカの伝統的価値体系を批判するもの(マルキストのアプローチがこれに属する)としてではなく、単にアメリカ社会の革新的エネルギーを高く評価す

るといふにすぎない。従つて、われわれがアメリカにおけるアメリカ史の業績をとり入れる際に、ほとんどがアメリカがもつ価値体系そのものを内から批判するものではないことを了め、熟知しておくべきであらう。更にまた、すでに指摘したように、アメリカの史学界にみられるよいブラダマテマティクな現実主義史観によつて多くの研究成果が導き出されている事実を忘れてはならない。とくにアメリカ人の婦るべき唯一の共通基盤であり、ある意味ではアメリカ合衆国の全存在をなまかせているアメリカ独立革命に対する研究が、アメリカ史の他の時代に対する研究よりもより一層、現実の要請によつて動がされる可能性をもっていることを十分に知らねばならない。そのためにもわれわれがアメリカ独立革命を研究する際には、アメリカの史学界の動向やアメリカ独自の価値体系を認め、たゞアメリカにおける研究成果を採用すべきであつて、それをそのままのまゝ移植するといふ態度は厳に戒められねばならぬ。

(註)

- (1) アメリカでもアメリカ独立革命の再検討とらう形では様々な研究が発表されてゐる。例をば、Edmund S. Morgan, "The American Revolution: Revisions in need of revising," *The William and Mary Quarterly*, Vol. XIV, No. 1 (Jan. 1957); Merrill Jensen, "The Interpretation of American Revolution," An Address of American Historical Association (Dec. 1955) 日本では本書を

- 「アメリカ独立革命史序説」(法政文化社、一九六〇年)の結論、「アメリカ独立革命の背景に関する覚書——研究発達史の検討」を参照。
- (2) Page Smith, "David Ramsay and the causes of the American Revolution," *The William and Mary Quarterly*, Vol. XVII, No. 1, (Jan. 1960); Edmund S. Morgan, *Ibid.*: Merrill Jensen, *Ibid.* などを詳読す。
- (3) Carl L. Becker, *The History of Political Parties in the Province of New York, 1760-1776* (1909), p. 5.
- (4) J. Franklin Jameson, *The American Revolution considered as A Social Movement* (1926) p. 9.
- (5) Merrill Jensen, *The Articles of Confederation — An interpretation of the social-constitutional history of the American Revolution, 1774-1781* (1959) Forward to the Second Printing, x.
- (6) *Ibid.*, Preface to the Third Printing, xv.
- (7) *Ibid.*, Preface to the Third Printing, xv, xix.
- (8) Daniel J. Boorstin, *The Genius of American Politics* (1953) p. 69.
- (9) *Ibid.*, p. 70.
- (10) Edmund S. Morgan, "The American Revolution: Revisions in need of revising," *The William and Mary Quarterly*, Vol. XIV, No. 1 (Jan. 1957) p. 11.
- (11) Frederick B. Tolles, "The American Revolution con-

- sidered as A Social Movement: A Re-evaluation," *The American Historical Review*, Vol. LX, No. 1 (Oct. 1954) p. 12.
- (12) *Ibid.*, p. 11.
- (13) Elisha P. Douglass, *Rebels and Democrats — The struggle for equal political rights and majority rule during the American Revolution* (1955) v.
- (14) *Ibid.*, p. 8.
- (15) R. R. Palmer, *The Challenge — The Age of the Democratic Revolution — A political history of Europe and America, 1760-1800* (1959) p. 4.
- (16) *Ibid.*, p. 188.
- (17) *Ibid.*, p. 189.
- (18) アメリカ独立革命を取扱つたモリスの著書には、「こので争はた雑誌論文の他に *The American Revolution* (1955) という単行本がある。この本では、モリスは明らかに「保守的」解釈派に属しているが、一九六二年の雑誌論文では「修正派」の立場に立っていることに注目したい。
- (19) Richard B. Morris, "Class Struggle and the American Revolution," *The William and Mary Quarterly*, Vol. XIX, No. 1 (Jan. 1962) p. 7.
- (20) 清水博「今津晃堂 アメリカ独立革命史序説——書評」西洋史学第五〇号(一九六二年)参照。
- (21) Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America — An*

interpretation of American political thought since the Revolution (1955) p. 68.

- (22) モリスの立場からするとアメリカ独立革命の研究は「こので争はた」次の人々を導くべきである。Herbert Aptheker, *The American Revolution, 1763-1783* (1960); H. M. Morais, *The Struggle for American Freedom* (1955) (中絶稿下)

二、連合の時代

所謂、連合の時代についての研究は、重要なものであるにもかかわらずアメリカ独立革命・合衆国憲法の制定に比して研究が少なくないようである。ましてその研究史を扱ったものとなると非常に数少ないのであるが、ここではその中からまずR・B・モリスの研究史「The Confederation Period and the American Historian」、William and Mary Quarterly vol. XIII, No. 2, 1956, (April) pp. 139-156 を紹介しつつ、その線に沿って他の諸研究も若干検討してみたいと思う。

モリスはこの論文で、連合の時代の解釈の争点は、その当時からこの時代をアメリカ史上の危機の時代としてとらえるか否かにかかっていたとしており、歴史家を「危機の時代」説をとるグループとこれを否定するグループの二つに大別する。「危機の時代」説をとる歴史家は、ワシントン・マディソン・ハミルトンらのフェデラリスト系列からのアプローチを試みるものであり、云い換えればナショナリストの立場と云えよう。この中にはバンクローフ、フィスク、マクマスター、多少立場を異にするが大別すればこのグループに入れられるマクラフリン(後述)、チャニングが含まれる。このグループは連合を弱体であつたとしてこの時代を無政府の状態に描き、危機の状況の証拠として経済的な混乱と窮乏、シェイズの叛乱などの社会不穏や、対外信用の欠如を提示した。そして強力な中央政府の必要

性を説き、この事態を取捨する解決策云々は新しい国家の直前にした危機を救うものとしての憲法制定を高く評価するのである。ジェファソン、フランクリンらは通常以上のような危機意識は持たなかつたとされるが、ジェファソンは連合の統一の必要性は説いており、危機の否定は多分に国外向けの宣伝であつた向きを免れない、とモリスは云っている。⁽⁵⁾

連合の時代を「危機の時代」として最初に表現したのはW・H・トレスコットであつた。⁽⁶⁾しかしこの語を有名にしたのはジョン・フィスクで、彼は一八八八年に刊行した彼の著書のタイトルに「危機の時代」なる言葉を用いたのであつた。⁽⁷⁾フィスクがこの時代を「危機」とするのは、第一に中央政府なるものが存在したか否か疑問を投げかけることによつて、第二に邦及び連合政府が戦後の再建の問題の処理に無能であつたと描写することによつてであつた。故にフィスクにとっての「危機」は連邦憲法の批准により喰ひ止められたのである。フィスクはいろいろと批判されているが、彼の大きな影響力は否定することは出来ない。その他チャニングは新政府の無力なることを強調し、内外共に尊敬を得ることに新政府が失敗したことを指摘して、この時代を「危機の時代」とするが、一方ではこの時代に企業家の興隆を見出している。

「危機の時代」説を否定するグループは、クリントン・ベドフォードら反フェデラリストの立場からのアプローチを試みるもので、その主眼を民主主義擁護におき、連合の時代こそアメリカの民主主義の発展に貢献があつたとする。この中にはドーの興味深いのが、彼のアプローチによれば独立革命の性格の多様さゆえにむしろ永続的なユニオンや政府への服従が必要であつた、としている。これらはいずれも政治の問題として解決されるべきであり、この点から連合規約の修正と憲法制定の問題がおこつて来た、一七八七年の憲法会議に集まつた人々はいずれも連合の失敗を学びとつた人々である、としてマクラフリンは憲法制定の意義を高く評価したのであつた。

一方、「危機説」否定の旗頭とされたC・A・ビーアドは彼の著作に特徴的にみられるように、連合の時代に対してはその解釈が初期と後期では異なつているのは興味深い。

「危機の時代」説をとる歴史家に入れられてゐる。The Confederation and the Constitution, 1783—1789 The American Nation: A History (ed. A. B. Hart, X, 1905) における彼の見解は連合の時代は経済的に貧窮化してゐたり、政治的に遺棄された状況にあつたと云うような意味での所謂「危機の時代」であつたと云うことは出来ないとし、その証拠として一七八六年に至る貿易の上昇をあげている。しかし憲政上、もしくは外交面では連合は無力であることを示しており、「危機の時代」であつたことを認める、とする。又、その後のThe Confederation Period and the Federal Convention A Constitutional History of the United States(1935)では彼の「危機」説は一層強調されており、連合の時代は連合政府の財政難と当時の社会不穏に現われている如く困難な時代であつたとした。彼がその原因を独立革命の多様な性格に求めている

An Economic Interpretation of the Constitution of the United States (1913) 及び The Rise of American Civilization (1928) においてビーアドは「危機」説を全く否定する。その根拠として第一に経済的繁栄をあげ、連合政府は着実に新秩序を回復して来た、連合規約の改正をのぞむ声は決して連合の時代の欠陥を示すものではなく、経済的利害をこの時代と共にすることの出来ないフェデラリスト、金融、投機、商業などに執着する階級が憲法を要求したのである、とする。そして連合の時代に関心を寄せるのは土地に密着した民主主義を求める農民であり、彼らは統一政府のもたらす抑制と均衡は民主主義のエネルギーを破壊するものと考へた、としたのであつた。「危機の時代」説をとる人々にとって社会不安・無政府状態の証拠とされるシェイズの叛乱もこの時のビーアドは一つのポピュリズムの運動と考へたのであつた。しかし、A Basic History of

the United States (1947)⁽¹⁵⁾ においては連合の時代における「危機」を述べ、前掲書では経済的繁栄の証拠としてあげた紙幣の問題、公債の償却を理由にここでは経済的にもこの時代は危機に瀕していたとする。そして邦は自邦の問題にのみ執着して連邦の運命に無関心であったとし、連合会議には治安の能力が無く、そこからおこる無政府状態の危険性、あるいは対外関係における信用の欠如を述べている。故に連合規約の改正を要求した人々は各々経済的利益を代表してはいたが、一般に個人的な利害からは超越して連邦の運命に深い関心を持ち、対外関係において連邦が危機に立っていることを認識し、シェイズの叛乱のような事態の起こるのを恐れた人々であったとして高い評価を与え、中央政府を重視するに至ったのである。ついでにつけ加えるならば、ジェンセンは連合の時代の解釈には一般にプラグマティックな現実主義史観が伴う傾向があると指摘するが、ピアードのこのような変化はジェンセンの指摘を一人の歴史家が示した例であると思われる⁽¹⁷⁾。

さて、連合の時代の研究を代表するジェンセンをモリスは大別して「危機」説否定のグループに入れるのであるが、ジェンセンの二著は「危機」説を全く否定する以上にむしろ今迄あげて来たような「危機」か否かとする評価を越えた問題意識でこの時代を取上げていることに注目しなくてはならない。The Articles of Confederation でジェンセンは「連合規約を個々の植民地における革命運動との関連においてとらえて考察する努力」⁽¹⁸⁾をなし、連合の時代は憲法制定をいかに評価するかの時点

規約は(一)の当時の(二)の現実の結果であった、一つは各邦の心理的及び法的独立、一つは民主主義は選挙民が直接政府の役人をチェックすることが出来るような全く小さな政治的結合の中においてのみ可能であるという認識の存在、である。邦の独立と云うことは植民地時代からの歴史の産物であり、(中央政府への不信を伴う)民主主義の認識は政治理論と経験の産物であるとするジェンセンの結論は、連合の時代をアメリカ独立革命における内部革命の過程で、もしくはその結果もたらされた民主化運動の結実としてとらえていることをあますところなく物語っている。それゆえジェンセンにとっては連合政府が挫折したのはそれ自体に欠陥があったのではなく、この時代のリーダーたるべき急進派が独立革命が築き上げたものの維持に失敗したからなのであった。

10年後の The New Nation: A History of the United States During the Confederation, 1781~1789 (1950)

でジェンセンは連合の時代の重要性を強調してフィスクを批判⁽²⁰⁾し、問題は憲法制定以前に果して国家が存在したか否かではなく、新しい国家は確かに存在した、しかしその国家の性格についてそれをもたらした愛国派の二派の意見が一致しなかった点に求められることを指摘している。ジェンセンにはこの時代を「危機の時代」とする認識は、憲法制定における保守派の登場を危機でないと認識する立場に由来すると考えられた。かれはこの点で従来「危機」派の根拠となっていた公債の問題、経済的不況の問題を一つ一つ反駁する。例えば港湾の使用に關して

からでなく、独立革命をいかに評価するかとの問題意識でアプローチをなすこと、即ち「連合規約は内部革命」個々の、或はグループの利害関係、社会的分裂、革命勃発の時に存在した各邦相互間の争い、との関連においてとらえることによってのみ理解し得るものである」とし、「連合規約は独立宣言の原理の憲法的表現」⁽²¹⁾と云って連合の時代こそ独立革命の結実、成果に他ならないと述べている。ジェンセンによれば連合の時代は、いかなる権力による拘束にも対抗してアメリカ独立革命を遂行した革命における急進派の伝統にほぼ沿ったもの、即ち急進派の勝利の時代であるとし、これに対して憲法制定は独立革命によって中央集権的拘束力を失なうことを恐れ、戦争が不可避となつてはじめて独立革命に参加し、内部革命を阻もうとした保守派の勝利であるとして憲法を反革命と認識する立場を是認した。ジェンセンは独立革命における民主化運動を高く評価し、連合の時代ほどアメリカにとって民主主義の自治の発達に好都合であった時はない、この時代の大きな問題であり、「危機の時代」説をとる人々がその根拠とする連合会議における勢力のバランスの問題、課税権の問題、西部支配の問題、外交問題などすべて独立革命の線に沿って連合会議に最低限の権限が与えられ、いずれも解決をみたしたのであった。そして連合会議はむしろ民主主義にとって弊害となるような事態に限ってこれを防ぐ権利を与えられ、その意味において邦を規制することもあった、しかしそれはあくまで邦の主権を侵害するものではなく、各邦は完全に平等であった、としている。連合

は通商上の弊害は無かったこと、西部土地問題、関税の問題は解決をみたこと、一七八四年の不況は一七八六年には終結したことなどを説き、とくに「危機」説をとるか否かの分かれ目となる公債の償却に関しては、これは価値の低落や利子の未払いなど経済的な面に問題が存在するのではなく、政治的な問題として扱われるべきである、即ち中央政府が邦か、いずれがその処理を引き受けたかが問題であるが、それは邦が公債を引き受けることよつて解決されたのであったとする。そして一七八〇年代にはフィスクの指摘するような社会的沈滞とか衰微の状況は全く見られず、各階層に不満が存在したことは事実であるが、これとて異常なまでの当時の経済的成長を物語るものにはならないとした。ジェンセンの指摘する連合の時代の最大の問題は先にも述べたように、愛国派になつた田貴族階級や革命中に経済力を得て中央政府の強化を要求する新しい人々からなるナシオナリスト(＝保守派)と、革命から得た最大のもの州権の独立と強化であると考えられる真のフェデラリスト(＝急進派)の抗争であった、そして後者のラインこそ独立革命から民主主義の発展へつながるものであると云う。ジェンセンの主張は一貫して連合の時代こそアメリカ史の中で多数による自治が一期にせよ可能であった時代であるとする。そしてこの時点では、連合政府が各邦に国家賦課金の受諾を承知させ、財政問題さえ解決されたならばその存続は可能であったと云っているのである。

モリスはジェンセンを批判して、まず連合の時代には急進派

と保守派の間にジェンセンの指摘するような鋭い対立は消失しているようである(と云う)。更にジェンセンの連合の時代における急進派と保守派の理解も独立革命の過程にあてはめてみて問題のあることを指摘している。又、公債の問題にしてもマサチューセッツのように州債の早すぎる返済を行なったところでは不景気がおこった、としてこの観点にも疑問を投げかけている。⁽¹⁶⁾最後にジェンセンのラインにつながる二つの論文を簡単に紹介しておく。

フーガースンは“State Assumption of the Federal Debt During the Confederation” *Mississippi Valley Historical Review*, vol. 38, No. 3 Dec. 1951 pp. 403-124 においてやはり危機説を否定し、連合の時代を「危機の時代」とみなす最大の根拠は公債の償却が困難であったとする点にある、連合の時代の公債の問題を分折することは当時においては連合政府がいかなることをなしたか、又邦と連合政府の関係がどのようなものであったかを示すものであり、ゆえにこれを連合の時代を解く手がかりとなるものである、と云っている。そして結論としては公債問題の解決は連合会議によってでは困難であったが、邦に委せることよって解決された、しかし各々の邦による引き受けは人々に不安感を与え、これがかえって中央政府を要求する声をもたらしただけであったとしている。しかし、連合会議が責任を負うべき公債問題を邦が負ったのは連合時代の良さを示すものである、として高い評価を与えているのである。

史家を二つのグループに大別することはこの時代を「危機」か否か判定するところにその歴史家の歴史観が物語られるという観点からみれば一つの大きな意義を持つてはいるが、この点についてジェンセンは興味深い指摘を行なっている。ジェンセンはこの連合の時代の受け取り方の相違はそのまま危機説→ナショナリズム、危機否定説→セクションナリズムの対立としてアメリカ史の中を貫いて来たとし、ナショナルリズムかセクションナリズムかの問題は例えは南北戦争、ニューディールにおいても周知の如く大きな問題となつて来た、云い換えれば連合の時代、は後の時代、その時々の実質的な問題に則して解釈されて来た、人々は彼らの得た(連合時代に關する)知識よりも、彼らの望み、利益、又は信念にもとずいて解釈してきたと指摘しているのである。⁽¹⁷⁾この連合規約の時代の研究にも、アメリカ独立革命の研究史においても指摘されたアメリカ独自のブラジマティックな現実主義史観が色濃くみられるのである。

しかし連合の時代は既にみえた範囲だけでも判るように、この時代のみを取上げて「危機」か否かとする問題意識を感えて研究されねばならない段階に來ている。モリスがこの二つのグループの相違は所謂「危機の時代」における危機の認識如何、又は危機感の軽重の評価にかかるとはなく、革命そのもの、独立革命が戦かわれたその論点、その解釈如何にかかっているとして独立革命の検討を説いていることはその意味で注目しなくてはならない。このことは逆に、独立革命は連合の時代をも含めて解釈されねばならないことを意味するが、更に進んで

5・ニルキンズとE・マキトリックの“The Founding Fathers: Young men of the Revolution” *Political Science Quarterly*, June, 1951⁽¹⁸⁾ はむしろ史学史の範疇に属するが、ジェンセンをまずその功績と批判の両面にわたってとりあげ、連合の時代はジェンセンの指摘するようなフェデラリスト派と反フェデラリスト派の急進派の抗争というよりは、彼らの見解としてはむしろ交替の時期であったとする。独立革命を尊いた反フェデラリストはその成果においても指導者たるにはすでに精神的エネルギーを失ない、革命の各植民地における内部抗争の局面を担当して以来、地方的な利害と結びつくより他なかった、これに対してフェデラリストは革命においてはイギリス本国との戦争の局面を担当し、年令的にも反フェデラリストより若く、地域的境界を超越する立場をとらなくては政界に進出することが出来なくなっていた、と云う。こうした情勢の中で連合の時代にはフェデラリストに成功のチャンスを与えるような事態の変化、例えば経済的苦況、各邦の財政状態の不均衡、シェイズの叛乱などがおこつていったと述べて結んでいるのである。

尚、この他最近の研究としては、J・T・マイン、*Anti-Federalist: Critics of the Constitution, 1781-1788* (1961, Oct.) 及びマーマン⁽¹⁹⁾の *The Pinner of the Purse: A History of American Public Finance, 1776-1790* (1961) などが出てきている。

さて前述したモリスの論文における彼の取り上げ方、即ち歴

合衆国憲法の制定をも一貫してとらえた視角から独立革命の検討がなされなくてはならなくなるであらう。この観点に立った上で、連合規約の時代の諸問題は、既にジェンセンが手をつけているように独立戦争終了後、新しい独立した國家に課せられた課題がいかに遂行され、いかに挫折したか、連合の時代にはその独立性が一際強かった各邦内部の事情も併せて検討するとの立場から考察されることが今後必要のような気がするのである。

- 註(1) George Bancroft, *History of the Formation of the Constitution* (New York, 1882)
- (2) John Fiske, *The Critical Period of American History, 1783-1789*. (Boston and New York, 1888)
- (3) John Back McMaster, *A History of the People of the United States, From the Revolution to the Civil War*. I. (New York, 1883—19.3)
- (4) Edward Channing, *A History of the United States*, III. (New York, 1916—56)
- (5) Richard B. Morris, “The Confederation Period and the American Historian,” *The William and Mary Quarterly*, Vol. XIII No. 2 April, 1956, p. 142
- (6) William Henry Trescott, *The Diplomatic History of the Administration of Washington and Adams, 1789-1801*. (Boston, 1857)

(7) Fiske, *op. cit.*

(8) Morris, *loc. cit.*, p. 147 参照。又、シモンセンは彼の著 *New Nation* p. xii 以下でこれを評し、大きな影響のある書であるが、歴史としても一つの例証としても価値が無く、と評する。その他マンナミンのよりに方法論を批判するものもある。

(9) Henry B. Dawson, "The Motley Letter," *Historical Magazine*, 2nd ser., IX (March), 1781

(10) J. Allen Smith, *The Spirit of American Government: A Study of the Constitution, Its Origin, Influence, and Relation to Democracy.* (Chautauqua, 1911)

(11) Morris, *loc. cit.*, p. 152

(12) Morris, *ibid.*, p. 146 参照

(13) E. Latham ed., *The Declaration of Independence and the Constitution.* (Problems in American Civilization) pp. 29-31 所収

(14) Charles A. Beard, and Mary R. Beard, *The Rise of American Civilization.* (1928), p. 302-307

(15) チャールズ・A・ビーアード、メアリー・R・ビーアード著、岸村金次郎、松本重治訳、アメリカ合衆国史・上巻・一七九—一八七頁(岩波書店、一九五八)

(16) Merrill Jensen, *The New Nation: A History of the United States During the Confederation, 1781-1789*

(1953) Preface, *The Confederation Period in American History* を参照。

(17) 奈倉道子「チャールズ・A・ビーアードの史学理論」史論六(一九五八)四〇—四一二頁参照。

(18) Merrill Jensen, *The Articles of Confederation* p. v.

(19) Jensen, *ibid.*, p. v.

(20) Jensen, *ibid.*, p. 239

(21) モリスはシモンセンを批判して独立戦争は保守派の戦争であると云ふ。Morris, *loc. cit.*, p. 151

(22) Jensen, *The Articles of Confederation*, pp. 241-244

(23) Jensen, *The New Nation*, pp. xii-xiii 及び註を参照。

(24) Jensen, *ibid.*, p. 422

(25) Jensen, *ibid.*, p. 423-424

(26) Morris, *loc. cit.*, p. 151, p. 152.

(27) S・ユルキンズ、E・マタキトリック、吉村秀秋訳「建国の父」革命をになら若人々「アメリカーナ 第八巻 第二号(一九六二年)一—二七頁。

(28) J・T・メインの連合の時代の研究の他の業績については、池本幸三氏がすでに詳細な検討を行なっておられる。

池本幸三「アメリカ革命と南部—連合規約時代のヴァージニア—西洋史学 第48号(一九六〇年)四二—六一頁。

(29) Jensen, *The New Nation* p. viii

(30) しかしながらユルキンズ「マタキトリックのよりに独立

戦争から憲法制定までの反フェデラリストとフェデラリストの抗争、交替を年令の差とそこからもたらされる「エネルギー」の原理で解釈する観点は思いつきとしては面白いかもしれないが、非常に問題であり、納得するわけにはいかない。ユルキンズ、マタキトリック、前掲論文、一七一—二〇頁。

(大原 祐子)

三、憲法の制定

(一)

合衆國憲法の成立とその解釈についてはすでにチャールズ・A・ビアードの *An Economic Interpretation of the Constitution of the United States* の批判並びに再批判を通じてある程度まで多くの事実が明確にされて来たが、合衆國憲法を独立革命の成果としていかに評価すべきかという課題は依然として重要な意味を失なっていない。ここで検討しなければならぬことはビアードによって行われた「経済的解釈」以来の憲法成立過程をめぐる代表的な研究、とくにR・E・ブラウン並びにF・マクドナルドによる研究成果と憲法の成立過程とその解釈に関する基本的諸問題がどのように凝集されつつあるかである。

(二)

合衆國憲法の解釈について極めて重要な方向を確立したのはいうまでもなくビアードが一九一三年に公にした「合衆國憲法の経済的解釈」であった。その基本的前提は経済的諸關係が政治制度の変革の重要な要因であるということであった。即ち社会的進歩は社会における相争う利害の結果であるという仮説であった。この仮説に基づいて憲法制定によって如何なる階級グループが直接かつ明瞭に利益を期待出来、如何なるグループが現状維持から利益を期待出来たかを実証することであった。

起源にさかのぼり、そこから新しい政治や経済の方向を求めようとする結果となった。

そのような時代の課題と限界をもちながらビアードの解釈を契機に多くの憲法研究と論争がおこったことは極めて重要な意味をもっている。

(三)

この解釈に対しては、激しい非難や批判も起ったがこのビアード学説を継承したのはメリル・ジェンセン教授である。彼は *The Articles of Confederation* を公にし、憲法制定に反対した反フェデラリストに注意を向け、連合主義の強い支持者で革命の推進者であったサミュエル・アダムス、パトリック・ヘンリー、トーマス・バーグ、リチャード・ヘンリー・リーの有名な指導者の民主的役割を高く評価した。彼はさらに *New Nation* の中で一七八一年から八九年の期間の社会的経済状態を「危機の時期」と考えず、連合の崩壊は当然の帰結ではなく、それは大多数の人々の希望を無視して強力な中央政府を創り出すことによって利益を引き出すとする少数者—フェデラリスト—の「陰謀」であったとした。

このジェンセン教授の著作はビアード的解釈の一段落を意味しそれ以後の研究ではむしろビアード学説に対する疑惑と批判の方向が強められた。その方向は一九四七年頃からメリラン⁽³⁾ドやノース・カロライナに関する地域的研究の中に現われはじめ、さらに一九四七年のロバート・トーマスによるヴァージニアの研究において批准大会の代議員の経済状態は、フ・デラリ

それゆえ憲法の成立過程の研究はこれを起草した人々や批准に賛成した人々の財産所有の実態に向けられた。彼の使用した史料はワシントンの財務省の未公開記録を中心とする二次的史料に依拠していることは種々の批判はあるが、憲法の制定と経済的利害との關係をフェデラリストの経済的動向に求めたことは憲法の性格に対する考え方に重大な革命をもたらした。まずビアードはファイデルフィア憲法会議に集った代表者は(1)多くが法律家であり、多額の公債を保有した東部沿岸地域の代表者で、(2)その政治思想は強力な連邦政府の確立を求めるフェデラリストのそれで、その政治的立場は公債所有者、投機業者、並びに輸送業者や製造業者の「利権」を反映するものであったこと、さらに(3)このような政治行動と「利権」この結びつきは各郡の批准会議における場合も同様であり、結局、(4)動産を有する富裕階級と負債者である農民や都市労働者との対立こそが憲法制定の重要な社会的経済的背景であったとする。彼の提起した解釈上の意義は一七八〇年代の憲法制定運動の社会的経済的背景を明らかにしなければ憲法の根本的性格は決定出来ないという点にある。彼は下落した公債価格に対する補償と負債農民の過激な運動の阻止とを期待できる強力な政治体制の確立こそが憲法制定を求めるフェデラリストの共通の願望であったとみなした。階級的利害対立に基づく経済的解釈は明らかに一九世紀末葉以来の深刻な経済的危機の中に芽生えた現実の政治制度に対する批判的態度に根ざす新しい歴史的認識であった。このような現実に対する危機意識から生じた批判精神はやがて憲法の

(四)

さらに全面的なビアード批判とし書かれたのはR・E・ブラウン教授による一九五六年に出版された *Charles Beard and the Constitution* (1956) であった。彼はこの書の中で代議員の財産を個別に検討して憲法の起草並びに批准と代議員の公債所有との間には何らの相関關係もなかったこと、しかも動産を所有した多くのものは不動産も所有していた事実を指摘した。若し彼等の財産が連合規約のもとで不利な影響をうけたとするならばそれは彼等資産家のみならず多数の中産的農民や労働者の財産も同じ影響をこうむったはずであったと主張した。それ故、憲法制定運動は動産所有階級の利益のみならず国民全体の利益にづらなるものであると考えた。第二の批判はファイデルフィアの憲法会議に対する代議員の選出方法がビアードの云うように非民主的なものではなく、州議會で選ばれた限り州民の意見を反映するとした。またその場合の有権者は不動産所有者であり、多くは中産農民であったこと、都市の職人労働者たちも含まれていたことから中産階級によって参政権が奪われていた事実はないとしている。しかしブラウンの批判の中には主観的推測が各所に散見される。先ず「建国の父達」に対する絶対的信頼と尊敬が彼の批判の裏付けになっているこ

とである。それ故憲法制定にまつる「陰謀説」を全面的に否定し去らうとする意図が可成り露骨に現われている。例えばピアードが憲法批准大会への代表者の選出は少数の有権者による非民主的なものであったとするのに対し、それは国民の無関心を示すものであって選挙権の剝奪の結果ではなかったという結論を下している。⁽⁸⁾ 第二に彼はピアードのいう動産所有と憲法との関係を否定し、不動産所有と憲法との相関関係を主張しているが、その結果は彼の否定しようとした「階級的経済利益」を是認する自家撞着におち入っている。結局、不動産所有者は農民の大多数を含むものであったから農民の支持なくしては憲法の成立は不可能であったとして財産所有階級と農民、職人との対立を否定している。したがってシェイズの反乱は憲法に反対する農民の団結ではなかったとし、もし彼等が憲法に反対していたならばマサチュセッツの批准大会では憲法は批准されなかったであろうと述べている。⁽⁹⁾ 要するに憲法は全国民的利益の妥協と支持によって創り出されたものであると結論付けている。現在のアメリカ政治の立場や現実の時代的要求を反映したかかる解釈はブラウンのみならず多くのアメリカ史家の歴史観の根柢をなすものであるといえる。

(四)

しかしブラウンによるピアード学説批判を更に実証的に追求したのはマクドナルドの著作 *We the People* (1968) である。マクドナルドはピアードの「経済的解釈」で提起された多くの提案を徹底的に豊富な史料に照して検討し、その矛盾を明らかに

ク、ベンジャミン・リンカーン、ベンジャミン・オースティン、等によって代表されていると考えた。またヴァージニアにおいても七つの主要な党派をあげて主要な地域と階層の利害がごとごとく代表されていたことを示している。⁽¹³⁾ このマクドナルドの著作に批判を浴せたのは J・T・メインである。メインによればマサチュセッツの場合、代表者の一人を除いてすべてが沿岸地方に居住して商業の利益を共通にする人物であると指摘し、党派を不当に各地域に結びつけていると批判した。ヴァージニアにおいてもマクドナルドが大西洋沿岸の地域と他の三つの地域に分けているが、リチャード・ヘンリー・リーとパトリック・ヘンリーは出席していなかったことを指摘しブルー・リッジ山脈の西方の三地域は代表されず、結局、東部沿岸地方のみが代表されていたに過ぎないと反論している。⁽¹⁴⁾ この事はマサチュセッツとヴァージニアにおいても内陸地方の農民層の利益が無視されていることになる。この問題は他の邦の場合の検討においてもフィラデルフィア会議の代表者と出身地域の関係が実証されなければ結論を下すことは出来ないであろう。第二にマクドナルドが実証しようとした、フェデラリストと反フェデラリストとの所有財産の種類と規模に関する問題である。マクドナルドはフェデラリストは必ずしも多くの動産所有者ではなく、反フェデラリストは必ずしも動産所有の規模が小さくなかったことを指摘した。⁽¹⁵⁾ 例えはジェームス・ウィルソンについてピアードはその財産を非常に高く評価しているのに対してマクドナルドは彼が負債状態にあった事実をあげている。⁽¹⁶⁾ マク

にした。彼の研究はフィラデルフィア会議の代議員並びに各邦批准大会の代表者の選出に際して「動産」と「不動産」との基本的な利害対立が存在したか否かの検討に集中されている。彼が明らかにしたことは、どの邦においてもフェデラリストと反フェデラリストの所有財産は同種類かつ同規模のもので、両者の間に階級的利害対立は存在しなかったということである。⁽¹⁰⁾ しかしマクドナルドはブラウンとちがってピアードの経済的解釈を根本的に否定するのではなく、ただ動産所有者と不動産所有者との利害の対立を否定し、特定の地域や特定のグループの経済的利害の対立を那という単位に見出そうとしている。経済的利害と政治行動との相関関係は諸邦の内部の各種経済的政治的諸条件に基づくものと想定したことは注目に価する。⁽¹¹⁾ 批准が円滑に行われたデラウェア、ニュージャージー、ジョージアでは強力な連邦政府の確立によって各自の邦の安全と繁栄が可能であり、批准の遅れた邦では連邦政府の樹立によって邦に不利な条件をつくり出すと考えたからであるとした。⁽¹²⁾ マクドナルドの研究は豊富な根本史料を縦横に駆使し、研究領域を著しく拡大したことに對しても偉大な業績であったと云わねばならない。先ずマクドナルドの第一の論点は主要な党派は悉く代表されているという主張である。例えばマサチュセッツの場合にはその主要な地域(1)沿岸地方とその隣接背後地、(2)メイン地方、(3)内陸農業地域、(4)コネチカット川流域諸タウンはそれぞれ、ジョン・ハンコック、ジェームス・ポードウイン、サムエル・アダムス、セオドア・セドウィック

ドナルドは次の如き人々(ハミルトン、マディソン、リチャード・パセット、ピアース・ブルター、ウィリアム・ヒーストン、グーヴァナー・モリス、ジャレッド・インガソール、エドモンド・ランドルフ、ワシントン、ルートレッジ等の有力なフェデラリストのほとんどが負債と困窮の状態に陥り込んでいたとしている。⁽¹⁶⁾ メインによればピアード学説を否定するため故意にマクドナルドはその史料解釈をゆがめているとしているが、マクドナルドの使用した史料はその質と量においてそれに対抗する史料の実証をあげない限りこれを無視することは容易ではあるまい。このようにしてマクドナルドは批准大会においても批准に賛成したグループも反対したグループも同様な経済的利害関係にあったとして、個人的利害対立よりも州の利害対立が憲法批准の重要な局面だと主張している。メインはこのようなマクドナルドの見解に対して誰が経済的に窮乏していたかという事実よりも財産をより多く所有していたのはフェデラリストか反フェデラリストかを見きわめることの方が重要なのだと反論している。さらにその問題はメインによれば財産の種類を公債に限らず土地、奴隷までも含めて検討すべきだとしている。⁽²⁰⁾ この点はピアードの公債所有並びに商業及び製造業に基づく利害関係グループと農民(不動産利害グループ)との階級的利害対立をさらに広範に富裕階級と貧困階級の対立において考えようとする見解である。それにしても一体、如何なる財産所有額を基準にして憲法賛成と反対の態度を決める分岐点とすべきであるかという問題が残る。

第三の問題は、反フェデラリストの所有財産の規模と種類の問題である。マクドナルドは反フェデラリストの中に多額の動産所有を見出し、彼等を農民的負債階級と規定することは誤りであるとしている。メインはマクドナルドは反フェデラリストの財産を絶えず過大評価していると論難してコネティカットやペンシルヴェニアの批准大会における反フェデラリストの財産を個別的に検討してそれが決して大きくなかったと反論している⁽²¹⁾。しかしマクドナルドが反フェデラリストに入れて考えた「manufacturing capitalists」と呼ばれるグループの経済的性情は、メインの反論にもかかわらず独立革命の性情を憲法制定の過程において把えようとする場合極めて重要な問題であろう。例えばペンシルヴェニアのニコラス・ロック、アダムス・オース、ジェームス・マルティン等の反フェデラリストをマクドナルドは工業経営者とみたのに対してメインはこれを農民としている点においても職業規定には多くの問題が残されている。

マクドナルドの研究は各邦のフェデラリストと反フェデラリストの経済状態を検討して邦という単位で憲法批准過程における政治的経済的対立を明らかにしようとしたのに対してメインはあくまで邦や地域を越えた経済的利害を共通にするグループの対立として一般化しようとする態度であって両者のビード学説の評価に関する根本的対立はこの点にあると云えよう。

イ

各州におけるフェデラリストと反フェデラリストの実態とそ

いる農民の問題についてもマクドナルドは否定的報告をしている。例えばマクドナルドはマサチューセツツのフェデラリストと反フェデラリストにおける農民の百分率は前者が二一パーセント、後者が七・一パーセントであると⁽²²⁾のに対してメインは職業不明の多くは農民であったと想定した。そこで前者は三八パーセント、後者が五八パーセントであるとし、このことから農民は反フェデラリストの支持階級であったことを確認している。しかしニュー・ハンプシャーではフェデラリストの五三パーセントが農民であったというマクドナルドの指摘に対してメインは何らの反論も行っていない。またサウス・カロライナの小平ランターと農民が批准に対する賛成と反対の比は、対一の割合であったとマクドナルドの数字を認めていないが、何故にフェデラリストの中に相当の数の農民が含まれているかという理由は何ら明らかにされていない。ビードが反フェデラリストの主体を農民（負債者）と見なした理由は各邦の経済的諸条件との関連において具体的に検討する余地が多分に残されている。

次に公債所有の中のフェデラリストと反フェデラリストの區別についてであるが、マクドナルドは両者を区別することが出来ないとしているのに対して、メインはビード説を依然として支持している。すなわち公債のほとんどはボストンと少数の沿岸都市に集中しており、特にその大所有者である商人はほとんどフェデラリストであった事実、またサウス・カロライナにおける大公債所有者の多くはフェデラリストであったとしてマ

の政治的動向に関するマクドナルドとメインの主張を検討することに移ろう。マクドナルドはペンシルヴェニアの憲法批准に際して賛成者の三五パーセントが農民であったと述べたのに対してメインは眞の数字は一五・一パーセントであったとして農民は依然として反フェデラリスト的傾向が強かったとビードの基本的見解を支持している⁽²³⁾。しかしこのメインの反論はマクドナルドの史料の整理と解釈の欠点を衝いたものであるが賛成者の一五・一パーセントが農民であったという事実⁽²⁴⁾はビード学説に重要な修正を加える必要があるということではなからうか。

マサチューセツツの批准大会の代表者に関する分析においてもマクドナルドは「gentleman capitalists」と呼ばれる人々を反フェデラリストに入れていた。マクドナルドによれば彼等は大地所有者であり、金融業者であり、種々の投機業者であった⁽²⁵⁾。これはマクドナルドがビードを批判する重要な根拠となる論点であって反フェデラリストの農民職人負債者の公式が成り立たないことを示している。メインはこれに対してたとえそれが事実であったとしても反フェデラリストを全体としてフェデラリストと比較せず個々の場合をあげて反フェデラリスト全体を決定するのは誤まっていると非難している。反フェデラリストの政治思想が連合主義であるとしてもその階級的性情とその経済的地位はどちら側からも明らかにされていない。メインは矢張りより富裕な階層をフェデラリストと考へ「gentleman capitalists」の多くはフェデラリストに属するものだと⁽²⁶⁾している。この反フェデラリストの多数を占めると考えられて

クドナルド説を反論している⁽²⁷⁾。確かにマクドナルドは反フェデラリストの中に含まれる公債所有者の所有額を指摘してビード学説の反証をあげているが、その総数を明かにしていない。いずれにせよ反フェデラリストの性情はさらに多くの観点から検討しなければならぬし、それを明らかにすることこそ憲法成立の眞実を解き明かすことになる重要な問題であろう。

注目すべきメインの新しい視点は、奴隷所有者と憲法批准との関係をとりあげたことである。彼は大奴隷所有者ほどフェデラリストが多いという事実を見出し、マクドナルドが両グループは同じような種類と額の財産を所有していたとする見解を鋭く反論している。しかし奴隷財産まで含めた大財産所有者が憲法の批准に賛成しなければならぬという必然性をどのように一般的に理由づけるのであろうか。

さてメインによればマクドナルドはフェデラリストの経済的地位を低く評価し、反フェデラリストのそれを過大評価するために都合のよい史料だけを選んでいられるが、ここで問題になるのは負債者を如何なるものと規定するかにかかっている。メインによれば負債者とは不本意にも借金せざるをえないもので、ある債権者に支払うために他の債権者から金を借入しなければならぬような人々をいうのであって、マクドナルドが余裕のあるフェデラリストの資金借入を負債者とするのは重大な誤りであるとしている。反メインは眞の負債者は前者で、それは農民の多数を指すものであるとし、フェデラリストの中にマクドナルドが見出した負債者とは質的に異なるものだと主

張している。マクドナルドは負債者の困窮の度合いは支払期限が来たとき支払いが出来るかどうかにかかっていると、フェデラリストの中にはその支払能力をもたなかった負債者が多かったと述べている。しかしメインはフェデラリストの負債者は自分の自由意志による借入であり、自己の不動態を処分することを避けるために行なったもので支払能力はあったと反論した。これに対してマクドナルドは多くの場合小財産所有農民の方が農園や他の財産の処分を避けるために自己の自由意志で借金をしているとさらに反駁を加えている。形式上の債務者をすべて実質上の負債者とみなすことは明らかに間違っているし、その実態を史料によって検討する必要がある。この点に関するメインの批判は反フェデラリストの性格検討上重要な要素を含んでいるようである。

これと関連して重要な問題は *paper money* をめぐるマクドナルドとメインの論争である。マクドナルドはペンシルヴェニアでは「紙幣党」は反フェデラリストと全面的に一致しているが彼等は公債所有者であったということ、ニュー・ハンプシャーでは紙幣に対する賛成者と反対者はフェデラリストと反フェデラリストの双方に均等に分れてしたこと、サウス・カロライナでは紙幣党のメンバーは一般にフェデラリスト党と一致していた等の事実からビーアド説を全面的に否認している。これに対してメインはコネティカット、ロードアイランド、ノースカロライナ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ヨーク、メリーランド、ヴァージニアでは *paper money* 支持と批准反対の関

係が存在しているが、サウス・カロライナの例はマクドナルドが一七八五年という異常に不況の時期を検討している結果で極めて妥当性を欠くものと批判している。確かにマクドナルドの研究には一七八五年前後の史料に依存している場合が多く、景気の回復する八六年以降の経済的背景を中心に考慮しなけばならないが矢張り各邦内部の経済的諸条件は異なる個別研究が一段と重要な意味をもってくるのである。

(7) マクドナルドはビーアドの方法によりながら豊富な史料による裏付けと批准大会の代表者の財産分析とによってビーアド説の諸矛盾を実証的にえぐり出した。特に各邦の批准大会の代議員の職業、不動産と不動産の規模、等の実態を明らかにした事はビーアド説の批判として最もすぐれたものであった。しかしメインが種々の観点から批判したように、マクドナルドの史料処理は必ずしも全面的に妥当性をもつとは云えない多くの欠点がある。例えば彼は財産所有による階級的利害対立よりも職業的分類と職業的利害関係に史料処理の方向を設定している点である。メインの批判をさらに広く適用するならば、一七八七年から八八年における各層の相対的収入とその所有財産による分類方法の方がはるかに重要ではなかったであろうか。しかしながらマクドナルドの研究に対するメインの批判の中に次の諸点が明確に析出されて来たのである。即ち、何故に邦によって農民の反フェデラリストに対する支持率が大きく異なり何故に紙幣要求者がフェデラリストと一致する場合が生じ、何故に公

債所有者が反フェデラリストの中に少なからず存在するのかという問題である。このようなビーアド説の諸矛盾こそ、各邦内部の政治的経済的諸関係において（ブルジョア的諸勢力の成長段階において）検討されるべきであり、そのような研究成果によってこそ、真のビーアド説の批判が普遍妥当性をもつものとなるであろう。いずれにせよ、憲法制定運動の指導勢力が保守派を中心とするものであったということは、マクドナルドの批判にもかかわらず、ビーアド説の基本的正当性を示すものようである。そのことは反フェデラリストの敗退の原因の説明、同時にフェデラリストの積極的役割の評価という問題（その市民革命的限界の検討）につながるものである。いみじくもメインが「憲法とその批判の完全な物語は未だに書かれていない」と述べているが、現在においてこそまさにより正確な憲法制定の物語が書かれるる出発点に到達したといふべきであらう。

註

- (1) Charles A. Beard, *An Economic Interpretation of the Constitution of the United States*. (1913) p.19
- (2) *Ibid.*, p. 32, p. 34, p. 149
- (3) 一九四七年のフイリップ・クロールのメリーランドに関する研究論文や一九五〇年のウイリアム・ブールのノース・カロライナに関する研究。
- (4) Robert E. Brown, *Charles Beard and the Constitution*

- (1956) pp. 73-91
- (5) *Ibid.*, pp. 194-200
- (6) *Ibid.*, pp. 194-200
- (7) *Ibid.*, pp. 158-159
- (8) *Ibid.*, pp. 198-199
- (9) *Ibid.*, p. 90, p. 155, p. 172, p. 171
- (10) Forrest McDonald, *We the People: The Economic Origins of the Constitution* (1958) Chapter VI, pp. 165-347.
- (11) *Ibid.*, pp. 350-357.
- (1) デラウェア、ニュー・ジャージー、ジョージアの三邦では批准大会での決定は満場一致であった。相争う党派の利害を比較出来ないとしている。しかもこの三つの邦では農業的利益が批准大会において支配的であったと述べている。
- (2) ヴァージニアとノース・カロライナでは批准大会における賛成派も反対派もその代表者の多数が農民であり、批准に反対した代表者も賛成した代表者も所有していた財産は同種のもので同規模のものであったとしている。
- (3) コネティカット、メリーランド、サウス・カロライナ、ニュー・ハンプシャーの諸州では農業的利益が支配的であり批准大会では極めて少数の代表者しか動産利権をもっていなかったし、また動産利権をもつ多くの人々は批准に賛成したが農民の多くも賛成した。

(4) マサチューセッツ、ペンシルヴェニア、ニューヨーク、ロード・アイランドでは動産利権の所有者は批准大会では多数を占めた。

マサチューセッツでは非農業的利権を有する人々は三對二で憲法に賛成、農業利権関係者はその五五パーセントが憲法に反対した。商人や水上輸送商業に従事していた荷主の八〇パーセント、職人や職工の七七パーセント、農民の六四パーセントは憲法に賛成したが小売商人の八三パーセント、製造業者の八五パーセント、雑多の資本家の六四パーセントは批准に反対した。

ペンシルヴェニアでは批准に賛成した代表者の僅か三四・八パーセントが農民で反対した代表者の僅か二六・一パーセントが農民であった。批准大会において農民の四分の三は批准に賛成した。批准大会の賛成派の代表者の八四・七パーセントと反対派の九一・三パーセントは何かの形体の動産をもっていた。

ロード・アイランドでは批准に賛成投票した代表者の六二パーセントと反対した代表者の六三パーセントが邸か paper money を借りていた。以上のような各邦の批准をめぐる財産問題を検討してビーアードの仮説はマサチューセッツとコネティカット以外には全く妥当しないと述べている。

また憲法反対者の中に若干の public security がいたが、同数の公債所有者がまた賛成者の中にもいた。結局ビー

ビーアードは二万五千ポンドの現金と七五万ヘーカーの土地をもっていた。

- (19) McDonald, *ibid.*, pp. 57—59, pp. 86—89, McDonald, *ibid.*, pp. 15—16, pp. 48—49, pp. 72—73, pp. 116—117, pp. 81—82, pp. 51—52, p. 59, pp. 86—89 pp. 74—75 Main, *loc. cit.*, pp. 98—99

例えばメインはサウス・カロライナの批准大会における代表者の所有していた奴隷数を次のように表示している。

奴隷数	フリーアラリスト (憲法賛成者)	フエデラリスト (憲法反対者)
不	一八	八
〇	一一	一一
一人〜九人	一六	一一
一〇人〜一九人	一五	一四
二〇人〜四九人	一一	一三
五〇人〜九九人	三〇	一一
一〇〇人以上	三五	三

フエデラリストの四五・六パーセントと反フエデラリストの僅か二〇・五パーセントが五〇人以上の奴隷をもっていたとしてフエデラリストは奴隷所有数からみても反フエデラリストよりも多かったと指摘している。

- (21) *ibid.*, p. 92
コネティカットでは Jeremiah Wadsworth をめぐって

アードの本質的誤謬はすべての邦にあてはまるような唯一の型の一般論を公式化しようとの試みであった。種々の利益グループは若干の邦では異なった条件のもとで働いているし、憲法に対する彼等の態度は諸邦の内部条件によって異なると述べているがこの批判は確かにビーアードの弱点を衝いたものである。

- (12) *Ibid.*, pp. 116—131
マクドナルドは弱い邦は憲法を支持し、強い邦は憲法に反対したと理論づけている、これには若干の妥協性はあるかも知れないがメインによればロード・アイランド、ニュー・ハンプシャーは弱い邦でありながら憲法に反対し、コネティカットやメリーランドは強い邦でありながら賛成しているという例外をあげている。
- (13) *Ibid.*, pp. 182—202
Jackson T. Main: "Charles A. Beard and the Constitution: A Critical Review of Forrest McDonald's 'We the People'" *The William and Mary Quarterly* (January 1960) Vol. XVII, pp. 85—102
Main, *ibid.*, p. 88
- (15) Main, *ibid.*, p. 88
McDonald, *op. cit.*, pp. 86—90, pp. 121—123, pp. 172—182, pp. 199—202, pp. 217—234, pp. 246—251, pp. 321—310, pp. 341—343.
- (17) Beard, *op. cit.*, pp. 147—148.

- (18) McDonald は彼は負債状態をきたさなかったと主張して、Main はコネティカット最大の金持だと言っている。ロバート・コリアンでは同様な相反する評論が Robert Coleman のでさうなされた。
- (22) *ibid.*, pp. 92—93.
(23) McDonald, *op. cit.* p. 354, Main, *ibid.*, p. 94
(24) McDonald, *ibid.*, pp. 194—195, pp. 193—199
(25) Main, *loc. cit.*, p. 96
(26) *Ibid.*, p. 96. 〇 Gentleman capitalists の中に Francis Dona, Benjamin Greenleaf, Nathaniel Barrell, Benjamin Lincoln, William Pyncheon, William Weath, Richard Crauch を含めたるものがある。
- (27) McDonald, *op. cit.*, p. 202, Main, *ibid.*, p. 97
McDonald, *ibid.*, p. 357
(28) *Ibid.*, p. 354
(29) Main, *loc. cit.*, p. 97
(30) *Ibid.*, pp. 100—101
(31) McDonald, "Forrest McDonald's Rebuttal" *The William and Mary Quarterly*, (January, 1960) Vol. XVII, pp. 105—106
(32) *Ibid.*, p. 106 McDonald, *We the People*, p. 253

例えばマントワナル下はサウス・カロライナでは批准賛成者は paper money を負債者立法を制定した富裕なプランター貴族であったしまた負債者救済法に反対したのも批准に

反対した富裕なプランター貴族であったと述べている。反フエデラリストは Paper money 支持者であるとするとビーアDの公式論には多くの矛盾があることは事実である。

84 Main, *loc. cit.*, p. 101.

メインは憲法の制定は paper money の発行を阻止するものであると主張している。

(西 川 進)

四、戦後のわが国におけるアメリカ独立革命史研究

(一) 出発点

第二次大戦後のわが国におけるアメリカ独立革命史の研究は、敗戦の結果占領軍からの指令としてではあったが同時にわれわれ自身の実践課題としてうけとめた民主化の推進という要請に応えるべく、資料の極めて限られた悪条件の下で、まず、戦前・戦中にすでにアメリカ史の研究に従事してきた諸先輩によって、はじめられた。その際、共通の出発点となるべき二つの研究業績が与えられていた。一つは、高木八尺氏の「米國政治史序説」(昭六)であり、他は大塚久雄・高橋幸八郎両氏によるヨーロッパ資本主義成立に関する理論体系の確立である。前者は「アメリカ革命は単に北米植民地の本國に対する独立の運動なりしのみならず、又同時に植民地内部の社会組織の一大変革を意味していた」こと、「愛国派」内部における「保守派」および「急進派」の対立、両派の並立によるトリーとの抗争、その結果「独立と或程度の社会革命との二重の目的を達成した」ことを、明確に指摘し、一九二〇年代におけるいわゆる革新派史学の成果を適切に紹介した。また大塚氏は「中産的生産者層」およびいわゆる「前期的資本」なる歴史的範疇と、「前期的資本」と本来の「産業」資本との対立というシェーマを、また高橋氏は「近代的進化の二つの『体系』」と、「市民革命の構造展望」を、それぞれ与えた。いいかえれば、独立革命史研究は、戦後の出発点において、独立革命に個有な課題お

よび闘争形態という特殊具体的な解釈と、世界史的な近代化の理論とを同時に与えられていたのである。

このような共有財産ともいえるべき二つの出発点を、「市民革命としてのアメリカ革命」として統一しようとして最初に試みたのが清水博氏である。氏は「アメリカ革命を一つの市民革命であるという観点から」広く「植民の始めから南北戦争にいたる二百五十年の経過」を概観し、それは、「フランス革命のように典型的規模」のものではないが、「アメリカの社会機構は革命を転機として大きく回転した」と結論づけている。氏によれば、その回転の内容は、独立による英國の重商主義的制約からの解放と、土地に附随していた封建関係の廃止、にあった。独立革命史研究の出発点における氏のこの方向づけは、二つの共有財産を発展させる意味において至当なものであった。しかし、市民革命の観点とはなにかという点は、ここでは明瞭ではない。氏は、アメリカにおける実証的研究の成果の摂取と、史実に即した市民革命理論の絶えざる再構成を、独立革命史研究者の今後の課題として課したのである。

一方、戦争直前から戦中にかけての原書の輸入杜絶によって生じたアメリカ独立革命史研究の空白は、中塚健二氏・今津晃氏らによって意欲的に埋められていった。中塚氏にあっては、高木氏によって与えられた出発点の再確認から始り、従来「本國からの独立乃至分離」の観点に、「社会革命乃至は市民革命としての観方を加え、且つこれらを綜合することによってのみ、アメリカ独立革命の意義が理解される」として、より広

い視野からのアブローチを提唱した⁽⁶⁾。氏はさらに、「世界史的観点」から、独立革命を、「……イギリスのピューリタン革命および名誉革命につながる一連のイギリス絶対主義崩壊過程の出来事とも観うるであろう。フランス革命と比較するとき、そこには多くの共通類似のものを見出し、したがって市民革命的な性格を帯びているものとも考え得るであろう。……それは近代世界史における自由主義運動進展の一翼をなすものであり、同時に絶対主義下に残存せる封建的要素に最後の一撃を与えた。A革命Vといわなければならない。」と論じている。そして、「独立革命の革命たる所以を知る」具体的な研究方向は、各邦憲法の制定過程および社会的変革の分析にあることを示唆した⁽⁷⁾。

この示唆は至当であった。なぜなら独立革命における政治勢力の対立・決済が、各邦毎に独自に行われて邦憲法に結晶された以上、なによりもまずその各邦別の分析と性格規定を行うことが、独立革命の基本的性格を規定する前提条件であったからである。かといって、各邦別の研究の総和が、独立革命の基本的性格となるわけではない。各邦別の研究もまたその綜合も一定の世界史的観点に立つてはじめて可能だからである。ここで氏が「世界史的観点」の一つとして指摘した市民革命という視角は、市民革命の普遍的法則性が独立革命という具体的な歴史の個体にとどるに貫かれていくのではなく、同様に具体的な歴史の個体としてのフランス革命と「比較」し、両者の「共通類似」点を見出すことをその方法とする点で、問題を残していると思われる⁽⁸⁾。しかしこれまで「たんにAアメリカの独立Vある

いはAアメリカ植民地の独立Vという観点から敘述されてきた」わが国の西洋史概説の蒙を辱くという意味で、また卓新聲史学の民主化史観よりも一層広い視野からの展望の必要とその具体的研究方向を示唆した点で、積極的意義があったといえるう。

次に、同じく戦争による空白を埋めることを出発点における使命とした今津氏は、戦時中に刊行されたミラーの問題作「アメリカ独立革命の諸原因」を書評して、次のように指摘している。「……しかし、植民地内部の社会的対立を強調する本書の一面は、他方においてかえってアメリカ民主主義運動の発展を十分に説明しないという弊害をみちびいているようにおもわれる。……ペンシルヴェニアの副期的な憲法も、突如として制定されたかの視を呈する。左右の中間勢力をもっとくわしく分析して、その動いていった過程をみれば、欠点は多少補われるのではなからうか」

ここに述べられた「左右の中間勢力」とはなにを指すのか、その実体はさだかではない。後に氏はこの提言とはむしろ逆になり、ミラーと同じく「植民地内部の社会的対立を強調する」方向に向った。氏は、「独立宣言」その本文と解説⁽⁹⁾において、独立と植民地内部の抗争という独立革命の二重性に注目し、この立場をさらに「いわゆる『印紙条例一揆』について——社会運動としてのアメリカ革命を主要な観点として——」において具体的に検証した。氏は印紙条例一揆のなかに「上層部と中下層部との植民地を徹う共同の抵抗線」の結成と、「具

同抵抗陣営の二分化」をあとづけ、「独立と社会運動を内包するアメリカ革命」の原型をそこに見出した。この印紙条例一揆

の過程を、氏が、後の独立革命時における勤王派と愛国派の分裂と、愛国派自身の愛国保守派と愛国急進派への分裂の「先駆」として把握した限りにおいては、正しかった。(しかし氏自身も注記しているとおり、「愛国派・勤王派」という名称は一七七四年頃あらわれてくる「特定の内容をもった固有名詞である。それを氏の主観によって「名称の問題に拘泥しない」として、印紙条例一揆の歴史過程の説明に、形容詞の用法としてでなく、そのまま使用することは、決して許さるべきことではない。もちろん、保守派・急進派の如き時空をこえた普通名詞が、それぞれの史家によって一定の定義を与えられて使用されることは当然であるが⁽¹⁰⁾。

ここに、今津氏によって、かつて高木氏が与えた一つの出発点からの前進がはじめられ、一方における植民地支配に対する反抗運動と、他方におけるアメリカ社会内部の民主化運動・社会運動という視点が、具體的な歴史内容に裏づけられて確立されるにいたった。

このような視角は、昭和二十四・五年から二十九年にいたるわが国の政治状況——「朝鮮戦争」勃発を契機とする吉田軍の民主化政策の後退→吉田長期政権の継続→単独講和→なくすし再軍備という保守的支配層の反動的コースと、革新勢力の反軍事基地化→反吉田→全面講和→反再軍備のコースとの対立しかも両勢力内部における分裂・抗争——に対する氏の突

践的課題に根ざすものであり、その時点では一定の意義を有するものであった。

一方、すでに戦前・戦中を通じて、ヨーロッパにおける近代化の理論的・実証的研究をつみ重ねてきた大塚・高橋・松田氏らは、戦後のわが国の民主的諸改革の歴史的評価という実践的課題に依りて、それぞれその研究成果を刊行し、これをめぐって活発な論争が展開されつつあった。とりわけ、高橋幸八郎氏の「市民革命の構造」は、わが国における市民革命研究史上に一時期を画する理論的・実証的成果であり、これに同調するにせよこれを批判するにせよ、ともかくその後の市民革命史研究の出発点を与えたものであった⁽¹¹⁾。

このような市民革命ないしは近代化という世界史・普遍史的な観点からの独立革命史研究は、歴史プロバの研究者よりもむしろ主として社会経済史家によってなわれてきた。すでに戦争中鈴木圭介氏は、アメリカ産業資本の成立過程分析の前提として「アメリカ独立戦争の経済的背景」——特にニューイングランドを中心として——と「アメリカ合衆国初期の経済政策——アレグザンダー・ハミルトンの業績を中心として——」を發表し、これは戦後昭和二四年『アメリカ経済史研究序説』として刊行された。前者の論文において、氏は独立革命の基本的課題を次のようにのべている。「植民地アメリカは本國イギリスの羈絆から脱し、独立国アメリカ合衆国となり、本國イギリスの崩壊に瀕した重商主義の束縛から逃れて自由なる産業資本の成長を可能ならしめる途を開いたのである。即ち独立戦争は

アメリカの経済的発展がイギリスのその一部分たることを止め、自律的な法則によって支配されることを可能ならしめた」と。この観点から「第一に、独立戦争におけるアメリカ側の推進的経済社会勢力は何であったか。…第二に、イギリス植民地体系の一環としてのアメリカが、自らイギリスに於ける近代的経済諸関係の前提的諸条件の強行的なる準備過程の中に於いてそれを支える一要素となりつつ、然も自己自身のうちに初発的な同様の前提条件の準備にどの程度成功したか」が問われる。このような分析視角から、氏は植民地アメリカにおける経済的発達をあとづけ、そこに農民層の中に胚種をもつマニユファクチュアの発展を検出し、また商業資本をその生産との関係によって、前期性の濃淡から三つの類型に分類した。その上で独立革命時のニューイングランドにおける基本的対立を、「マニユファクチュア主と同盟せるピュリタンの農民」「パトリアットと、地主階級と同盟せるクエーカー商人」「ロイヤリストとの対立」と指定した。さらに戦争の遂行を通じてパトリアットの一部である北部の商業資本は右派「保守派」の態度を明瞭にし、フジカルズと対立するにいたるが、その対立が「分裂にまで行きつかなかったのは、共通の敵イギリス軍との決戦を控えていたためであった」とした。

このような鈴木氏の理論は、産業資本と商業資本の対立という大塚久雄氏の理論に通ずるものがある。鈴木氏は、独立革命時のニューイングランドにおける産業資本の歴史的存在形態を、「マニユファクチュア主と同盟せるピュリタンの農民」

と規定し、これに「都市の小市民・職人」を加えて、独立戦争の推進的主動力とした。これに「いわゆる第二類型の商業資本と、南部の農地的大地主が「同盟者」として「かれらと行動をともし」、パトリアット陣営が形成される」とした。この陣営の内部の政治的力関係について、ラジカルズ（農民・小商人・職人を指すと解される）は、「未だ未成熟な社会層から成っていたために、自己の純粋な代表的指導者をもつに至っていないかつた」し、マニユファクチュア主の勢力も「パトリアット右派の前では…未だ力弱いものであった」ことを氏は認めている。一方、パトリアット右派を形成する第三類型の商業資本は、「本来性格上前期的な社会要素の一部分」で「自らの所属を離れてパトリアット側に移行し」、「かれらと行動をともしした」「性格上浮動的中間的で甚だ頼りにならない同盟者」と規定されている。とすると、「指導者」なき農民と「力弱き」マニユファクチュア主とを主力とし、「頼りにならない同盟者」は商業資本を加えたパトリアットが、当時最強のイギリス本国と有力なロイヤリストに対して、独立という、広汎なエネルギーとともにそれを組織する高度に政治的な指導力が必要とする大事業をどうして達成したか、が疑問とならざるをえない。

ここで氏のいわゆる第二類型の商業資本の性格規定が問題となる。つまり、かれらが「自らの所属を離れてパトリアット側に移行した」その「移行」の客観的条件と主体的な動機、また「移行」した結果生じたかれらの性格上の変化を、どのように

評価するか、という問題が残されている。事実上、独立革命の政治指導者の大部分は、終始この層から供給された。しかも氏が指摘しているように、独立革命の「大きな戦果…植民地的制約からの脱却、自由な取引と西部の土地の開墾」は、「北部の商人と南部の大地主」の掌中に帰したのである。それらは、決して同盟者として「行動をともし」もたらされた戦果ではなく、一旦パトリアット側に移行するや、終始政治的指導権をにぎりつづけ、革命の成果の分前を独占しようとしたかれらの主体的な政治取引の結果とみる方が妥当ではなからうか。

もちろん氏の目的が政治過程の分析にあるのではなく、その背後の経済的基礎過程の分析にあったことは、諒解しなければならぬ。その意味で、従来の「独立戦争を目して米英商業資本の利害対立とする見解」に対して、アメリカ植民地の商業資本を三つの類型に分ち、さらに独立革命期における産業資本の歴史的存在形態としての農民・マニユファクチュア主の主体的な役割を明らかにした本書のもつ意義はきわめて大きい。これによって、われわれははじめて近代化という世界史に普遍的な観点からする独立革命史の研究成果をもつことができた。氏による経済的基礎の分析と、今津氏の政治過程の分析との、高橋氏らによって著しく精微化された市民革命の理論からする総合的把握こそ、またそのためのそれぞれの研究の深化とそれに基づき相互の批判的摂取こそ、出発点からの正しい発展の方向であったといえる。

一方、別の角度からこのような近代化の視点を、「独立戦争

と云えば北部の商業資本のA分析Vなどに研究も関心も集中し、農民の政治的うごきを具体的に追求しようとはしない」として批判し、「農民運動」の積極的意義を認めたのが菊地謙一氏である。氏はノース・カロライナのレギュレイターについてのジョン・S・バゼットの論文「ノース・カロライナのレギュレイター、一七六五―一七一―」にたよりながら、バゼットとは正反対の結論に到達した。氏は、「レギュレイションは、独立革命となら直接の関係をもちえなかった」とするバゼットの結論とは逆に、「それは、まさしくイギリスの植民地支配への反抗であると同時に、植民地プランター支配とプランテーション制度への反抗をふくんでた。今一歩すすめば、奴隸制度への攻撃にまで達したであろう」と結論している。しかし一方、かれらが自らの指導者をうみ出すところまで行けず、「改革派プランター」の指導に頼らざるをえなかった」点に歴史的境界を認めている。このような視角は、今津氏のそれとあるいは革新派史学のそれと同一線上にある。ただ農民運動の歴史的境界を認めている点でそれに対する正当な批判を含んでいる。しかし氏の近代化あるいは市民革命史観に対する批判が、もし鈴木氏の「序説」に対するものであったとすれば、いささかの外れで建設的ではない。鈴木氏も産業資本の歴史的存在形態としての農民・マニユファクチュア主の同盟を指定し、菊地氏と全く同じくかれらの未成熟・分散性による「保守派」の支配への屈服を指摘している。ただ、かれらの独立についての指導と同盟、および社会内部の諸問題についての対立の意義が、積極的に評価

されていないという批判なら、前に指摘したとおりで異存はないが、「北部の商業資本の分析」など（傍点筆者）が研究对象として不適であるというのなら、身も蓋もない話で、出発点における研究の正しい方向に貢献するものではない。

註

- ① 高木八尺『米國政治史序説』有斐閣、昭和六年初版、昭和二年三版。二二六―二三五頁。ここでは、Beard, C. A., *Rise of American Civilization*, 1927, Eckenrode, *Revolution in Virginia*, 1916, Adams, J. T., *Revolutionary New England*, 1923, Parrington, *Main Currents in American Thought*, Vol. I, *The Colonial Mind*, 1927, Jameson, F. J., *The American Revolution Considered as a Social Movement*, 1926. が見事に要約され、J. S. M.
- ② 大塚久雄『近代欧州経済史序説』（上巻）日本評論社、昭和一九年第一版、昭和二二年第二版、第二編第二章。同『近代資本主義の系譜』学生書房、第一「所謂前期の資本なる範疇に就て」。
- ③ 高橋幸八郎『近代社会成立史論—欧州経済史研究上』日本評論社、昭和二二年第一版、第四章近代的進化の二つの『体系』について、第五章「市民革命の構造展望試論」。（『世界歴史』河出書房、第六巻「ヨーロッパ市民精神」昭和一六年、に發表）
- ④ 清水博「市民革命としてのアメリカ革命」『歴史評論』

三、昭和二五年三月。

(二) 今津・本田論争

出発点における市民革命の視角と民主主義史観との綜合・統一の課題は、研究者個々の努力にもかかわらず、多くの理論的・実証的問題を残しながら、次の段階にその解決がもちこされた。昭和三〇年の二月号の『歴史評論』に掲載され今津晃氏の論文「アメリカ革命と邦憲法——ペンシルヴァニア革命憲法の成立と崩壊について——」⁽¹⁾ それに対する本田創造氏の批判「アメリカ革命と邦憲法Vを読んで」⁽²⁾、さらにそれに対する民科・京都支部歴史部会「今津さんの論文をめぐる討論会——本田創造氏の批判にこたえて——」⁽³⁾は、これまでほとんど接触する機会をもたなかった二つの史観がはじめて公に討議された点で、またその綜合の困難さばかりか、まず相互の理解の難かしさを如実に示した点で、きわめて有意義な討論であった。

今津氏は、独立革命の本質を愛国派内部の保守派と急進派の対立に「革命内の革命」とみて、独立は、「愛国派本来の革命観からすれば……英帝国内での自主性という最高目的からいわば一歩後退することであり、帝国内にとどまる革命よりもむしろ低次の革命」であり、それは「予期しない方式の革命」であったとする。（なお、この「予期しない革命の方式」という言葉を使ったのは「革命運動がはじめて独立を意図したものである」ではなく「発展的なものであったことをいおうとした誇張の表現である」と「討論会」では補足している。）

一六、歴史評論社、昭和一三年、一―九頁、同「米國史入門」『アメリカ研究』第四卷第三号、昭和二四年三月。

- ⑤ 中屋健一「米國史」誠文堂新光社、昭和二三年、四七―四八頁。
- ⑥ 中屋健一「アメリカ独立革命」、『近代社会の成立』（社会科学講座IV）所収、弘文堂、昭和二五年、一五〇―一六〇頁。
- ⑦ 中屋健一「アメリカ独立革命」（アテネ文庫）弘文堂、昭和三〇年、六―八頁、四五―五四頁。
- ⑧ この点、「古典的」とさるフランス革命の一般性と特殊を追求した。柴田三千雄「フランス革命論の再検討」『歴史学研究』第二五三号、昭和三六年五月号、を参照された。
- ⑨ ミラー「アメリカ独立革命の諸原因」A書評V、『アメリカ研究』第五卷第一号、昭和二五年一月。
- ⑩ 今津晃「独立宣言—その本文と解説—」『西洋史学』II。
- ⑪ 今津晃「いわゆる『印紙条例一揆』について——社会運動としてのアメリカ革命を主要な観点として——」『史林』第三七卷五号、六号、昭和二九年。
- ⑫ 高橋幸八郎「市民革命の構造」御茶の本書房、昭和二五年。
- ⑬ 鈴木圭介「アメリカ経済史研究序論」日本評論社、昭和二四年。
- ⑭ 菊地謙一「アメリカ独立戦争と農民運動」『歴史評論』

本田氏は、この「革命内の革命」と独立との関連について、今津氏のいう「革命戦争はイギリスへの抵抗と同時に、かつての植民地特権階級に対する民主主義運動でもあり、A革命内の革命Vという性格をもつものであった」（傍点本田氏）点には、「傍点を付した意味において一認めては、独立が愛国派の最高目的から一歩後退することであり、……低次の革命」であったという意味がわからない、としている。むしろ本田氏は今津氏に反してこの関連を、「植民地内部の矛盾は従属的な矛盾」であり、「植民地アメリカとイギリス帝国との矛盾が主要な矛盾」（傍点本田氏）として捉え、したがって「この矛盾をめぐる爆発したアメリカ革命は、基本的には民族独立のためのブルジョア民主主義革命だ」としている。

これに対し今津氏は、「英本國と植民地の対立は、……本田さんのいうごとく第一義的なものである」ことを承認した。つまり独立の「一歩後退」・「低次の革命」説は撤回されたと思われる。しかし「だからといって、アメリカ内の社会闘争が第一義的なものである」ということはできない⁽⁴⁾として、「ジェームソンの見解が修正を要請する段階にきている」例をあげて反論している。しかしその例示の二つのうち二つは、今津氏のいう「社会闘争」がアメリカ社会内における王党派に対する愛国派の闘争であったという例示であって、それはむしろ独立の第一義性を裏書きするものであり、他の一つはそのような「社会闘争」が独立以前から存在したということの例示であって、それが第二義的でないという証明はなにもしていない⁽⁵⁾。しかもこれ

らの例示に引きつづき「これらは一、二の例にすぎないが、アメリカ革命はやはり人革命内の革命」として捉えらるべきである」と氏はいう。この論の運びからすると、氏の「社会闘争」は「革命内の革命」である。ところが、論文の方では「かつての植民地特権階級に対する民主主義運動」(傍点筆者)が「イギリスへの抵抗と同時に」行われたことから「革命内の革命」という性格規定が与えられている。つまりここで革命内というときの革命は独立運動と同じであり、後の革命は「民主主義運動」である。

つまり社会闘争Ⅱ「革命内の革命」Ⅱ民主主義運動Ⅱ愛国保守派対急進派の対立Ⅱ社会運動、これに王党派対愛国派の対立が社会闘争という表現で媒介されて等置されているという具合である。これに先程ふれた「低次の革命」「予期しない方式の革命」が加わるのであるから、本田氏が「ひとこととていえば、一七七六年のアメリカ革命の基本的性格がこの論文のなかで、どのように規定されているかが明確にはわからない」というのは無理もない。性格規定の言葉が多すぎ、それもさまざまなアメリカ史家の言葉の翻訳であるため、今津氏自身が独立革命の性格をどう規定しているかという解答が見出せないわけである。

これに反し本田氏の規定は明快ではあるが、説明不足を免れてない。今津氏が論証した邦憲法の制定から合衆國憲法にいたる、(愛爾)保守派と急進派の対立Ⅱ民主主義運動は、本田氏の「植民地内部の従属的な矛盾」という表現と重なり合うこと

はたしかである。ところが、今津氏が「社会闘争」の名でそれと一緒に指称したアメリカ内部の愛国派と王党派の闘争は、本田氏の場合「植民地アメリカとイギリス帝國の主要な矛盾」の方に入るのか、それとも「植民地内部の従属的な矛盾」に入るのか、氏のこの規定ではどちらともうけとれる。今津氏がこの闘争をも、本田氏が「従属的Ⅱ「」」的」であるとしたと受けとって、二義的ではないと反論したことは上の例示から明らかである。方本田氏は、王党派は本質的にイギリス帝國制であるという立場から、この闘争を独立運動と等置し、「植民地内部の従属的な矛盾」からは除外したのではなからうか。

この点で、同じ印紙税法を対象とした両氏の論文を比較すると論点の相違が明瞭となる。本田氏は「植民地アメリカにおける抵抗運動——印紙税法を中心として——」において、印紙税法に対する反抗運動を、「イギリスの帝國主義的植民地政策」への「植民地」の「全植民地的な運動」としてとらえ、一方、今津氏は前記「いわゆる『印紙条例一揆』について」において、普遍的抵抗グループの保守派と急進派への分裂の過程を追求めた。つまり本田氏はこの論文において「植民地内の従属的矛盾」については全然ふれていないし、一方今津氏は、普遍的抵抗グループの結成過程はその分裂過程に比べてはるかに少ししか論及していない。ここに両氏の印紙税法ひいては独立革命の意義についての力点の相違がうかがわれる。と同時に、「植民地内の矛盾」についてのうけとり方の行き違いも、ここに原因がひそんでいるように思われる。

この論争は、王党派と愛国派の闘いを、イギリス植民地政策に対する植民地の反抗Ⅱ独立のなかにふくめて、独立を独立革命の基本的課題とする本田氏と、その闘いをアメリカ社会内部の対立にふくめて、どちらかといえば内部対立を基本的課題とする今津氏との間の論争となるべきはすのちであつたのに、用語のとり違いから論点のかみ合わない論争に終つた感が深い。

同じ独立革命史を研究するもの同志が、共通の言葉で話し合えないという悲しい事態をさらけ出したのである。「討論会」の結論の第三に「フランス革命やイギリス革命にも共通する概念規定」を独立革命史研究者に望まれたが、それよりもまず独立革命史研究者同志に通ずる用語の厳密な使用が、研究者全体に課せられていることを、この論争は明らかにしたといえよう。

① 今津晃「アメリカ革命と邦憲法——ペンシルヴァニア革命憲法の成立と崩壊について——」『歴史評論』六三、昭三〇年、二六三〜二八頁。

② 本田創造「ハアメリカ革命と邦憲法Vを読んで」『歴史評論』六五、昭三〇年四月、五三〜五五、四三頁。

③ 民科・京都支部歴史部会「今津さんの論文をめぐる討論会——本田創造氏の批判にこたえて——」『歴史評論』六九、昭三〇年九月、七五〜七八頁。

④ ジュエイムソンはその著書の題名 *American Revolution Considered as a Social Movement* が小すまらに「一つの社会運動として独立革命を考察したのであって、決してそれが独立革命の基本的命題であるとはいってはいない。

むしろそれが独立の附随の結果であるとみた。附随の結果とみた限りで今津氏の批判は當っているが、しかしそれが独立以前から「存在した」ことを立証しても、それが直ちに「第二義的なものである」ということはできない」という証明にはならない。問題はその存在の有無ではなく、その質的な評価にかかわっているからである。

⑤ たとえば、「民主主義運動」はベックカー、「社会運動」はジュエイムソン、愛国保守派・急進派はビード、「革命内の革命」はセルサム、「予期しない方式の革命」はミラーなど。のちにジェンセンの「内部革命」がこれに加わる。

⑥ 本田創造「植民地アメリカにおける抵抗運動——印紙税法を中心として——」『歴史評論』四五、昭和二八年。

(三) 展開——西洋史学会・アメリカ史部会

昭和三二年度の日本西洋史学会第七回大会は、近代史部会の共通テーマとして「市民革命」の問題をとりあげたが、その際司会者中屋健一氏がのべた如く「日本の西洋史学会において恐らく最初の『アメリカ史部会』がもたれ、アメリカ独立革命について、武則忠見・今津晃・三浦進各氏と筆者(富田虎男)の四人の報告が行われた。

まず武則氏の「独立革命に対する西部マサチューセッツの対応」は、EとしてR・テラーの詳細な地方史研究「独立革命時代の西部マサチューセッツ」を骨子とするもので、テーマにも明らかのように、西部マサチューセッツ(農民)を独立革命——氏

によれば「本國商業資本対植民地商業資本の対立……」に対する対応体系として評価する一方、西部の活動が一旦活発化するや、西部は巨大な産業資本主義を形成する基礎となりえた、という論理的には一見矛盾する立場に立っている。しかし氏の報告は、論理的整合を求めるといふよりは、むしろ西部農民革命勢力は産業資本の母胎という一直線のコースの想定に対して、政治的反応は必ずしもそうはいかず、かれらは現実の身近な問題について行動様式を決定するためジグザグなコースを経て究局的に右のようなコースとなることを具体的に明らかにした点に、積極的意義が見出される⁽²⁾。

今津氏の「植民地都市生活における革命への条件」は、独立革命を本國に対する独立のみならず、植民地社会内の社会運動あるいは民主化運動とみる前にふれた氏の二つの論文と同じ視角から、ブライデンボーの労作を撰取して、「掛売り」の關係を通じてつながら都市住民の反抗運動のなかに、「独立運動と社会革命運動との一体化」の成立を見ようとしたものである。これまでほとんど明らかにされなかつた都市の職人・小商人に照明をあて、そこに独立と社会的変革の欲求が重なり合っていたことを見出した点で貢献を果たしたが、氏の用いる「社会革命」なる概念が、今津・木田論争において問題にした「社会闘争」その他の類似概念に、さらに加わることになり、その整理・統一の問題が残された。

次に筆者の「トマス・ジェフゾンのヴァジニア改革の意義」は、市民革命の視角から、土地に関する半封建的遺制の廃はつきり与える努力なしには、独立革命史研究者だけの共通の広場さえも与えないであろう。

第二に独立革命の基本的性格をどう規定するかの問題である。い、かえれば、戦後の出発点で提起された市民革命論と民主化史観をどう統一的に把握するか、という問題である。一九五六年の「歴史学の成果と課題Ⅷ」のアメリカ史を担当した村木竹司氏は、この部会を総括して、筆者の規定「上から」の地主的改革を独立革命の基本的性格として普遍化した。氏はいう。「英帝國の権力を植民地から掃いたA独立Vの側面を擔象して、植民地の社会構造との関連においてAアメリカ独立革命Vの基本的性格を規定すれば『東部の前的大商人・大土地所有者層による上からの改革』とすることができるとではないだろうか。」と。この普遍化は、氏が「巨視的」にみて今津氏の報告をもこの規定にはめ込んでしまった点で問題があるし、またペンシルヴェニアにおける急進派による政權奪取・邦憲法制定を説明できない弱点をもっている。しかしなによりも大きな欠陥は、この改革のブルジョア的性格を、筆者がヴァジニアにおいて「疑問視」し、村木氏が全面的に「否定」した点にある。この点で、後に木田創造氏から批判を浴びることになった。

たしかに、筆者および村木氏の誤りは、「上から」の地主的改革のブルジョア的性格を認めなかつた点にある。筆者にあっては、当時の独立革命における社会的変革および民主化運動の民主的成果の強調と、それを市民革命と等置することに対する疑問から、村木氏にあっては、いわゆる「アメリカ型の道」が

棄——限嗣相続制、長子相続制の廃止・免役地代の廃止・西部の土地処分・王党派財産の没収・分配——、国教会制の廃止、選挙財産資格の緩和、奴隸制廃止運動などジェフゾンの急進派プランターによって遂行された諸改革を検討した。その結果、これらの改革は、王権とそれに附随した諸要素を廃棄するものであったが、植民地時代以来のプランター・ジェントルマンの支配体制を変革するものでなく、むしろそれを再編・強化させるものであり、したがってそれは「上からの」地主的改革と規定できるであろう、という結論に達した⁽³⁾。

最後に三浦進氏は「合衆國憲法の制定に関する考察」というテーマで、連合規約が急進的で、合衆國憲法は保守的であるとする学説に対する批判を試みた。その論拠として農民のブルジョア的性格をあげ、その農民急進派の分裂が憲法制定を余儀なくしたとしているが、氏の用いる「農民ブルジョア」の概念がはなはだ渾然としており、有効な分析手段とはなし難いように思えた。

この四人の報告のあとの討論の際に、第一に問題になったことは、今津・木田論争でも指摘した用語の問題であった。急進（派）保守（派）とはなにか、「西部」とは地理上の地域か、一定の社会状態か、「このような定義なくして独立革命について論議することは、凡そナンセンスである」という討論總括者中屋健一氏の提言は至当であった。言葉を一意的に統一することは不可能としても、せめて自分がそこで用いる言葉の定義を

貫徹された南北戦争こそ市民革命であるという脈絡から、また兩者とも、市民革命を経たとすれば、なぜその後南部のプランテーションの再編・強化が行われたのか、これらの改革の不徹底さにその原因があるのではないか、という疑念から。しかし、「上から」のブルジョア化にせよ、独立を契機として、アメリカにブルジョアの原理が確立され市民社会が形成されたことはまぎれもない事実である。民主的成果が一定限度にとどまったにせよ、また「アメリカ型の道」が貫徹されたのが南北戦争においてであったにせよ、それは独立革命の市民革命としての限界をこそ小すものであれ、ならその市民革命性を否定するものではない。またプランテーション制度の再強化も、イギリス産業資本の収奪の足場として、いわば半植民地体制に自らを逆転せしめてはじめて可能であったとみられる。したがってそのこと自体なら独立革命時の改革の市民革命性を否定するものではないと考えられる。

もう一つ筆者および村木氏の規定の不充分さは、A独立Vの側面を一応擔象した点にある。大会の總括質問者柴田三雄氏は、「國際環境」の観点から、アメリカ独立革命を、フランス革命がそうであったようにとらべて、「イギリスの個々の重商主義の段階」における「プチブル・ラジカリズムの形をとったブルジョア革命」と規定した。たしかに、「独立」にふみ切る上でプチブル・ラジカリズムの果たした役割は高く評価されねばならない。と同時に、「社会構造との関連における」独立革命の「上から」のブルジョアの改装という性格も認めねば

ならない。

大胆な展望が許されるならば、次のようにいうことができるであろう。植民地における二つの近代的進歩の体系は、その発展を妨げるイギリス木国の重商主義規制および植民地内の反ブルジョアの要素を廃棄するため、指導と同盟の関係を結んで独立運動と植民地革命を起した。その推進的主力は植民地的搾取とブルジョアの搾取を二重にうけていた「下から」の体系であり、それは政治的にはフチブル・ラジカリズムの形をとった。しかし一旦独立にふみ切るや、一方で独立達成のためこの指導と同盟の関係は継続しつつも、他方でアメリカ内部に確立されるべき新法体系の性格をめぐって両者は抗争し、この時点の政治的力関係においてはるかに優勢な「上から」の体系が「下から」のそれを圧倒した。(アメリカ型の道が貫徹されるのは、村本氏も指摘した如く南北戦争においてであった。)したがって、アメリカ独立革命は、植民地革命と市民革命の複合革命として捉えらるべきであろう。

註

- ① 中屋健一「アメリカ史部会総括報告」『西洋史学』31特輯「市民革命の問題点」昭和三十一年十月。二二―二八頁。以下、この「報告」と、村本竹司「アメリカ史」『歴史学研究』11 No. 213, A 歴史学の成果と課題Ⅳ、一九五六年歴史学年報、昭和三十三年十一月。七二―七四頁。および筆者のメモによる。

- ② 武則忠見「アメリカ独立革命と西部農民——内部革命的

把握への前提と偵視——」『史学研究』六五。

- ③ 富田虎男「ヴァージニア改革の一考察——ジェントリ支配の再編成——」『文化』二二―二一、昭和三十一年一月号。三六―四四頁。

- ④ 村本竹司、前掲総括。七四頁。

- ⑤ 本田眞造「アメリカ革命の問題点——経済研究——」二ノ四、昭和三十六年十月。三―六頁。本田氏はアメリカにおけるいわゆる「保守的修正主義」を批判し、さらに「我が国においても、アメリカ革命のもつ市民革命的な性格を否定して、これを『上からの地主的改革』としてとらえ、その結果この革命における人民大衆の歴史的役割を過少評価ないしは無視しようとする傾きがある」として、筆者の規定をアメリカ独立革命の基本的性格とした村本氏を批判した。この批判は正當ではあるが、筆者自身に關していえばひとえに市民革命理論の貧しさに由来するものであり、内容それ自体は、例えば土地問題について、氏が小峻的であると引用したソビエト史家の結論——「それはもとより純粹にブルジョアの的な土地分配方法であって、決して民主的なそれではなかった。」——(傍点 本田氏)と同じことを論証しようとしたものであった。その純粹にブルジョアの「が土地投機業者の利益」と表現されたのであって、民主化をもたらさなかつたという事実の指摘は、「人民大衆の歴史的役割の過少評価ないし無視」にはならないと思う。しかも當時は「決して民主的ではなかつたことをいねばならなかつた研究の段階にあつたことを含ん

での批判であつてほしかつた。

- ⑥ 村本竹司「『アメリカ型』の道と南北戦争——アメリカの市民革命について——」『歴史評論』一〇三号、昭和三十四年九月号。村本氏は、河野健二氏が『市民革命論』のなかでアメリカ革命について、基本的歴史事実の誤解を犯している点——つまりレーニンが南北戦争についてのべたアメリカ型の道を、独立革命について適用している点——を批判したが、その批判には全面的に賛成である。しかし「農民革命」の貫徹を市民革命の指標として独立革命を市民革命でないとする見解には反対である。

- ⑦ 『西洋史学』31、五六頁。

譯 いわゆる「内部革命」論と保守派史学

いわゆる「内部革命」説の提唱者メル・ジェンセンが、この大会の一年前の昭和三十〇年の夏に開催された東京大学「アメリカ研究」セミナーの講師として来日し、自説を詳細に展開したことは、わが国の独立革命史研究に大きな刺激を与えた。ジェンセンは、観点においてかなり異なるが、前にのべた近代的進歩の二つの体系にも見合うべき政治過程、すなわち保守派(貴族的秩序の維持をはかるもの)と急進派(民主的変革を望むもの)との対立を、独立革命における基本的対抗関係として一元的にとらえ、これを「内部革命」と措定した。これによって民主化運動史観は一つの極限にまでほりつめた。研究の出発点の一つとして革新派史学の研究視角・成果を吸収・消化してき

たわが国の研究者にとって、その一つの極点ともいうべきこの「内部革命」説は容易に摂取されることになった。

一方、これとは逆に、独立革命における民主化運動の限界を強調する研究成果も同時に受け入れられつつあつた。ジェイムソンによる「社会運動」の民主的成果の強調に対して、かれ以後の個別研究の成果に基づき、修正を提唱したF・B・トールズの論文、またジェイムソンが見落した独立革命における急進的な政治運動の側面を究明して、その意義と限界を明らかにしたE・P・ダグラスの研究、あるいはマサチューセツ西部の詳細な地域研究を行つて、西部農民の主体的な行動をその保守性と急進性の混合において具体的に描いたR・テラーの著作、ヴァージニアにおけるプランター・ジェントルマンの支配機構の不变を跡づけたシンドナーの研究など、これら一連の地方史別史的的研究の成果は、いわゆる「内部革命」にまで高められた民主化説に対する反定立・批判体系として摂取されつつあつた。

すでに池本幸三氏は、ヴァージニアにおける西部の土地処分についてアパネシーらの研究に依拠して、それが土地投機業者の独占に終つたことを論証し、「土地問題にあらわれた保守的傾斜」を指摘した。前記西洋史学会大会における武則氏と筆者の報告もジェンセンが定式化した「内部革命」の実態とその限界を、それぞれマサチューセツおよびヴァージニアについて追求したものであつた。さらに大会後今日にいたるまで、凡そこの視角から、ノース・カロライナについては市橋靖子氏の⁽⁸⁾、ニューヨークについては仲田光氏の⁽⁹⁾、ヴァージニアについては池本幸三

氏の⁽⁹⁾、マサチユセッツについては増子順子氏の⁽¹⁰⁾、具体的な研究成果が蓄積されてきた。

ところで、これらの研究は、独立革命における政治勢力の対立・決済が各植民地(邦)毎に行われたかぎりにおいて、各邦憲法の制定過程を中心をおき保守・急進両派の抗争を具体的に描きだした点で、当然踏むべき道筋を歩んでいたといえる。しかしながら、それらが、一方で思考の枠組をジェンセンの「内部革命」説に負いながら、他方でかれの説を批判し、しかもそれに代る独立革命全体の構造論理を、あるいはその見透しさえも、提示しなかったことは、われわれの独立革命史研究の無理論性とともなアメリカにおける研究への追隨性を如実にもの語るものであった。すなわち、これらの研究が主として依拠したトールズにしても、ジェイムソン説のいわば根幹をなす土地問題における民主的成果を否定しながら、それに代る新しい「評価」をならし示すことなく、ただいたずらにジェイムソン説の「健全」をたたえるばかりであったし、ダグラスにしても、ジェイムソンが「見落した」急進派による民主化の政治運動を明快に提示しながら、結局各邦毎の特性を類型化しているにすぎないし、またフリーラーやシドナーにしても、その詳細な論証にもかかわらず、それぞれ一地域の特異性ないしは実態を究明することのみを目的としたものであった。かれらは、革新派史学が強調した独立革命の民主的成果を実証的に批判して民主化説に一定の限界を付したかぎりにおいて積極的意義をもつものであったが、他方それに代るべき新しい独立革命全体の解釈を提

示しないか、あるいは漠然とその保守性を指摘するにとどまった。

独立革命の再解釈は、このような革新派史学に対する実証的・内在的批判からよりは、むしろ別の一九五〇年代のアメリカの特殊な歴史的条件の下でクロウズ・アッソされた超歴史的な論理から行われた。その論理構造を兪想の基盤においてとらえ、「空間の論理」としてえぐり出したのが斉藤真氏であった。氏は、独立革命そのものよりも、「今日」という転換期にあって、アメリカが無惨にも示す転換への無理解⁽¹¹⁾を理解するためというすぐれて現実的な関心から、現在のアメリカの思想状況の特色——権力への「一体化」体制信託、「過去」の讚美・信仰、疑似同質性——の歴史の根源として、アメリカ人のイデオロギに映じた独立革命を究明した。アメリカ独立革命は、「ヨーロッパの旧き秩序を捨ててアメリカに渡った」移住者による「かつての故国ヨーロッパへの絶縁」移住⁽¹²⁾、「個々の転換」という「新しくすしの革命」の頂点⁽¹³⁾であった。したがってそれは、「旧世界」君主制「貴族社会」財産不平等「公定教会」圧制「剥奪」と、「主張さるべき新世界」共和制「市民社会」自由「健全」善という連想との相剋⁽¹⁴⁾として意識された。この旧き体制から新しき体制への転換は、「一定の空間すなわちヨーロッパへの絶縁」という形をとり、「旧きアメリカから新しきアメリカへの転換は必ずしも意識されず」、「アメリカ自体の継続の意識」と「ヨーロッパとの断絶の意識」をもって行われた。つまり転換は「アメリ

カ内の時間の次元における変改としてはあまり意識されてこない⁽¹⁵⁾で、「階級的対立・縦の対立が空間的対立・横の対立にすりかえられて表現され」、「体制それ自体は超歴史的なものとして設定される。権力への参予も、「自然的状況の所産として与えられ、唯それを確保し、継受——かちとるのでなく——すればよいと考えられ、ここに民主主義が「自然的現象」乃至『所与のもの』と見なされ、……固定化・信仰化されてゆく契機が潜んでいる。——」氏はこう論じて来て、最後にいわば「空間的、横の論理」においてでなく、「時間の、縦の論理」で転換を把えるときこそ、「レキシントンの銃声」や「自由の鐘」が「今日においても自らの問にひびいてくるであろう」と結んでいる。⁽¹⁶⁾

もちろん、このような論理にもとづくシェーマ化には、複雑なニュアンスの揆察がともなうことは当然であり、一切を「空間の論理」にはめこんで「時間の論理」を全く否定したわけではない。ただ相対的に「空間の論理」が「時間の論理」よりも強烈にうち出されたとうけとるべきであろう。しかし、これとは逆に主として「階級的対立、縦の対立」——「時間の論理」に立つ革新派史学の研究成果にもとづいて独立革命を解釈してきたわが国の研究者にとって、このような論理があたかも自らの存在理由を問われるほど重大な挑戦とうけとられたこともまた当然であった。

とりわけ不幸なことは、この挑戦がブラウンのいわゆる「中産階級デモクラシー」論による「内部革命」の否定という形で

わが国の研究者にうけとめられた点にあった。というのは、アメリカ社会における社会的諸変革ないしは民主化運動の存在そのものを否定したのは、ブラウン唯一人であり、かれの執拗なまでに繰返される内部革命否定論は、学問以外のなにものかを感ぜさせるほどのものだからである。しかも、それがわが国において、アメリカ独立革命は「内部革命」か否か⁽¹⁷⁾、あるいは、「内部革命」の存在の強調という発想をうみ、そのような学説を生みだした史学界の主流ないしはさらにその背景にある一九五〇年代アメリカの思想的特性としての「保守的」解釈、「アメリカン・コンセンサス」——アメリカ思想の基本における同質性・対立の欠如——というもつと根本的な問題との対決なしに、たんなるブラウン説の批判に終る可能性をふくんでいたからである。⁽¹⁸⁾

われわれの独立革命史研究の歴史からいえば、問題は「内部革命」ないしは社会的変革・民主化運動があったか否かではなかったはずである。それがいかなる性質のものであったか、それが基本的かつ普遍的であったかどうか、それが市民革命としていかなる位置を占めるものか、というもつばら独立革命の評価に関する挑戦として、これをうけとるのが戦後の出発点以来の本筋であったように思われる。

こうした「空間の論理」の強調は、歴史意識の、ひいては歴史理論の不毛をもたらさずにおかなかった。例えばモーガンは、これまでの独立革命の解釈を帝国学派、社会経済学派、ネミエ学派の三つに分ち、それぞれの限界を明らかにしてその相対

的有効性を説いたが、かれ自身の解釈は明示することなく、一般性への顧慮なき地方史研究の必要の力説に終った。かれはいう。「われわれは問い続けなければならない。なぜなら独立革命のなんたるかをわれわれは十分に知っていないから。」⁽¹⁸⁾としかし、独立革命のなんたるかを十分に知る日がくるであろうか。これまで歴史家は自らの実践課題に即して、問いかつ一定の解答を与えつづけてきた。われわれもまた、われわれ自身の課題から、問いかつ一定の解答をつねに与えねばならないであろう。

このモトガンの言葉を本文の結びとした今津晃氏の『アメリカ革命史序説』は、その結びの言葉に相反して、いわゆる「内部革命」説が基調となっている。その内容については筆者もすでに書評においてふれたし、清水博氏の詳細な書評を参照されたい。⁽¹⁹⁾ここではわが国の独立革命史研究の歴史の立場から、その構成について問題点をあげておきたい。

① 本書は、今津氏の長年にわたる独立革命史研究の成果を一括して刊行されたものであるが、なにゆえに個々の研究成果の出所を明記しなかったのであろうか。読者は少くともその発表年月を知ることによって、氏の研究の進展の跡をたどる便宜が与えられたであろう。

② 出所の注記なしに、「二年前」の稿とされる以上、一般読者は全体を通じて一九五八年における氏の見解と誤解せざるをえない。その場合、本文の基調をなす「内部革命」説と、第八章の部分におけるブラウン説の相対的承認、モトガンの言葉の引用とは、一体どう理解すべきであろうか。

③ 全体の基調をなす「内部革命」と、四、五ヶ所散見される市民革命とは、いかなる関係にあるのか。実はこの総合的把握こそが、戦後の出発点以来、果さるべき課題として研究者全体に課せられてきた問題ではなかったか。

④ 著者は「内部革命」という言葉をいかなる意味で使っているのであろうか。普通名詞の内閣抗争と同義語か。愛国保守派と急進派の抗争か。愛国急進派による同・保守派の権力奪取か。それとも王党派と愛国派の戦いか、植民地時代における保守勢力と民主主義勢力の対抗か。以上の意味が全部ふくまれている「内部革命」は、歴史の範疇としては全く無概念ではなからうか。

以上見てきた如く、戦後の出発点において与えられた革新派史学の研究成果の継受・発展と、市民革命理論によるその総合的把握は、十六年を経たわれわれの共同研究の出発点においても、「保守的」解釈派の見解の主體的摂取をもふくめて、なお課題にとどまっていた。

附記

近代化の視点からするアメリカ経済史研究の成果については、中村勝巳氏の『アメリカ社会経済史研究』、『社会経済史大系』×『日本における社会経済史学の発展』弘文堂、昭和十五年、六七―八九頁。を参照されたい。はじめは、歴史学的研究と社会経済史研究の成果を統一的に跡づけるつもりであったが、紙数と時間との制約から果すことができなかつた。後目に期したい。

① Jensen, Merrill, *The Articles of Confederation* (1940)・

② マリル・ジェンセン「アメリカ民主主義伝統の諸起源」東京大学「アメリカ研究」セミナーにおける公開講演。木村健康編『アメリカの思维の展開』所収。東大出版会、昭和三〇年。なお、前記大会の報告者四名中三名(武則・三浦・富田)は、このセミナーの参加者であった。

③ Tolles, F. B., *loc. cit.*

④ Douglass, Elisha P., *op. cit.*, 筆者による書評「モリヤン・A・ダグラス『叛逆者と民主派——アメリカ独立革命時代における平等な政治的権利と多数決支配のための闘争——』」『西洋史研究』第四号、昭和三三年。一〇一―一〇八頁。

⑤ Taylor, Robert J., *Western Massachusetts in the Revolution*, (1954), 筆者による書評「テイラー『独立革命時代における西部マサチューセッツ』」『歴史』第一四輯、昭和三年。

⑥ Spahr, Charles, *Gentlemen Freeholders*, (1952), 筆者による書評「チャールズ・S・シドナー『ジェントルメン・フリーホルダーズ』」『世界史研究』第二二号、昭和三年三月号、四六―五一頁。

⑦ 池本幸三「『社会運動としてのアメリカ独立革命——土地問題にあらわれた保守的傾斜について——』」『文化史学』第八号。

⑧ 命性の意義と限界——『史苑』第一九卷第一号、昭和三三年。

⑨ 仲田光一「七七七年ニューヨーク憲法の構造的特質と其の成立基盤」『千葉大学文理学部紀要・文化科学篇』第三輯、昭和三六年、八五―一二二頁。

⑩ 池本幸三「アメリカ革命と南部——連合規約時代のヴァージニア——」『西洋史学』第四八輯、四二―六二頁。

⑪ 増子順子「マサチューセッツ邦憲法の制定——愛国派内部の闘争を主要な観点として——」『史冊』第二号、昭和三六年九月。

⑫ ここで特殊な歴史的条件というのは、国際的環境における冷戦の激化、国内の福祉国家体制下における擬似同質化の進行、その一定の反映としてのマッカートニズムの跳梁を指している。

⑬ 斎藤真「民主主義の風土化」『岩波講座 現代思想』IV 民衆と自由 岩波書店、昭和三三年九月。三二―五〇頁。

⑭ 「アメリカ独立革命」『講座 現代倫理』10 転換期の倫理思想(世界) 筑摩書房、昭和三三年十月、一〇三―一〇八頁。ここでは、性質の異なる五論文を、筆者が勝手につなぎ合わせ要約した。氏のイメージ論についての筆者の疑問は、①アメリカ人のイメージを論ずる際に、なぜトックヴィルやクレヴクールなど、アメリカと運命をともにしなかつた二時的滞在者の観察を主要な資料として使用するのか。②アメリカ人でもジェファソンは支配者の側であり、被支配者側のイ

メージが資料とされないのはなぜか。(トム・ペインは一種の同胞人であり、アメリカと運命をともにした人とはなし難い。)③王党派に走った人々は、今日の研究ではかなりの広い層にわたり、とくに借地農南部の・西部農民から出ていることが明らかにされているが、それをしむ「イギリス的存在」とみなしたかどうか、体制の空間的転換について疑問が残る。以上三つの疑問点を提出するとともに、結論にある「時間の論理」における独立革命史を氏に期待したい。

⑭ Brown, Robert E., *op. cit.*

⑮ プーアステインは、それが「基本的かつ普遍的」であったどうかに疑問をさしはさんだのであり、ハーツもモーガンもその相対的な意義を認めている。

⑯ 三浦進「アメリカの独立は『内部革命』か否か——ローバート・B・ブラウン教授の見解をめぐって——」『文芸と思想』十七号。

⑰ 今津晃「アメリカ革命史の歴史」『史林』第四二巻第一号、二九頁。

⑱ 正面から「保守的」解釈をとりあげたのは、有賀貞・清水久久「アメリカ史学界最近の動向」『歴史学研究』二六三号、昭和三十七年三月号、が最初である。

⑳ Morgan, Edmund S., *loc. cit.* 今津晃「アメリカ革命史の歴史」三三頁。

㉑ 今津晃『アメリカ革命史序説』法律文化社、昭和三五

主として一七七六年以降の、独立革命の過程ならびにその成果に重点がおかれているとみられる。したがって、この二つの解釈を、アメリカの現実に対する各史家の姿勢と切り離して独立革命史研究自体の自己展開とみたり、あるいはそのいずれが正しいかというような「客観的」な立場をとることは正しくないであろう。むしろ問題は、この二つの解釈を批判・撰取して統一的に把握すべきわれわれ自身の立場にかかっているといわなければならない。

ところで、独立革命研究を行ってきたわが国の研究者が、この二つの解釈を必ずしも明確に市民革命という視角から・批判・撰取してきたとはいえない。とくに、いわゆる「内部革命論」は、市民革命の視角から主体的にとり上げられたというよりも、むしろ無媒介に市民革命と等置されたり、あるいはその保守的結果から否定されたりしてきた。もちろん、ジェンセンがいった意味での「内部革命」は、もはや普遍的妥当性を失っているといえよう。しかし、かれが明確に指摘したアメリカ社会内部における保守・急進両勢力の対抗関係は、まさしく市民革命における政治的力関係として、その正しい位置づけをさるべく残されている、ということができる。しかも、その対抗関係は、植民地時代から憲法制定を通じて、さらにはのちのジャクソン時代にいたるまで、一定の固定的な政治力間のそれではなく、基本的には保守・急進の対抗図式を描きながらも、その人的構成において、その具体的プログラムにおいて、常に流動し再構成されて行くものとして把握されねばならないであら

⑳ 拙稿、「今津晃著『アメリカ革命史序説』『歴史学研究』

二二五号、昭和三十六年七月。五六～五九頁

㉑ 清水博「今津晃著『アメリカ革命史序説』『西洋史学』

五〇号、昭和三十六年。七七～七八頁。

(富田虎男)

結 び

以上アメリカにおける独立革命、連合時代、合衆国憲法制定に関する歴史学的研究とわが国における独立革命史研究との歴史学的検討を試みた結果、独立革命から憲法制定にいたる歴史過程について、相異なる二つの解釈が与えられていることが明らかにされたと思われる。一つは、アメリカ社会内部の保守・急進両政治勢力の対立を重視し、独立革命を急進派の勝利・革命、憲法制定を保守派による反動ないしは反革命とする解釈である。バックラー、ピーアード、ジェンセンはこの立場に立っている。もう一つの解釈は、政治勢力の対立を重視しないかあるいは否定し、独立革命も憲法制定も、いわば国民的な団結の所産とみる解釈である。プーアステイン、ハーツ、ブラウン、マクドナルドらはこの立場に立っている。

このような二つの解釈は、新史料の発見とか研究の深化に基づくというよりはむしろ各史家が当面した現実の課題に対する実践的立場の違いにより多く由来しているように思われる。しかも、前者の解釈は主として一七七六年までの、独立をもたらず原動力としての急進派の役割に重点がおかれ、後者の解釈はう。したがって、その位置づけは、たんに狭く独立革命時代に限ることなく、より広い視野からなされねばならないであろう。われわれが次の課題としてジャクソン時代をとり上げる理由の一つは、まさにこの点にあるのである。また広くいってその後のアメリカ史の研究、たとえば南北戦争、再建またはその後のグレンジャー・ポピュリストの運動などを含む広範な社会経済・政治史的研究においてもこの独立革命史の再検討は何等かの示唆を含むものと信するのである。

(清水博・富田虎男)